

## (1) 平成28年第2回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第99号	川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第109号	黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	可決 (全会一致)

議案審査：6月10日（金）文教委員会

### ◆議案第99号

#### 《質疑・答弁》

- 市立商業高等学校から幸高等学校への名称変更及び学科改編後におけるこれまでの商業高等学校の特色の継承について
  - 全日制課程に新設する普通科においても、問題解決的な学習や少人数のゼミ形式の学習を取り入れるなど、これまでの商業高校の特色及び伝統をいかした学校づくりを進めていきたいと考えている。
- 名称変更之际して実施したアンケートにおける「幸高等学校」以外の名称の候補について
  - 名称変更の候補については主に三つあり、一つ目が「幸高等学校」、二つ目が「かわしょう」の呼称を大事にしたいといった理由から「川崎樟朋高等学校」、三つ目がこれまでと同じ名称を残してほしいとの理由から「川崎商業高等学校」であった。
- 名称変更に伴う校歌の取扱い及び教育理念の考え方について
  - 校歌の取扱いについては検討中であるが、現在の校歌の歌詞には「商業」の文言が含まれていないため、名称変更後も現行の校歌の使用が可能であると考えている。また、今回の改正により商業科がなくなるわけではないため、これまでに培ってきた理念を大事にしつつ学校づくりを進めていきたいと考えている。

#### 《意見》

- 条例改正により、商業高校に普通科が新設されることになるが、商業科や普通科、又は県立や市立などでそれぞれの役割があると考えられるため、受験をする学生に対して、違いがはっきりと分かるようなアピールの仕方を工夫してほしい。
- 定時制商業科は川崎総合科学高等学校へ移行されることとなるが、地域に密着した定時制課程は、地域から通う様々な困難や課題を抱える生徒たちの学習の場として必要であるとの立場から、現在の場所にある定時制課程を廃止することとなる本議案には賛成できない。

#### 《審査結果》

賛成多数原案可決

### ◆議案第109号

#### 《質疑・答弁》

- 給食室工事期間中に児童生徒が持参する弁当の衛生管理について
  - 小学校においては、児童が持参する弁当を各階に設置されている空調付きの配膳室で一括保管する。中学校については、現状と同様に生徒自身で保管する形態となるが、教室等にも空調が整備されているため、衛生面での問題はないと考えている。
- 保護者への説明について
  - はるひ野小中学校の工事については、保護者説明会において説明するとともに、全ての保護

者に対して通知している。

●他の学校との教育環境の格差について

○全ての学校を一度に新しくすることは困難であるが、学校施設長期保全計画に基づき、老朽化した学校施設を対象に早期に機能の底上げを図っていきたいと考えている。

●はるひ野中学校をモデルとした各学校における給食実施の考え方について

○現在、各学校を訪問し、様々な意見を聞きながら、円滑な給食実施についての話し合いを行っており、はるひ野中学校に限らず、全ての中学校で安心・安全な給食を実施できるよう取組を進めていく。

《意見》

●これまでPFI方式や当初計画されていた習熟度別学習の導入等に課題があることから、黒川地区小中学校新設事業については、契約締結時から反対をしてきた経緯がある。しかしながら、今回の契約変更は、校舎等の増築、給食室改修に伴う維持管理業務の追加及び中学校給食業務の追加に関するものであるため、中学校給食の実現を推し進める立場から、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

(2) 平成28年第2回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民等	野田議員	中学校給食について	5
			県費負担教職員の財源移譲について	6
			教科書採択地区について	8
			教科書採択の公正性・透明性について	9
			差別を許さない意識の醸成について	10
	公明党	山田議員	第2次かわさき教育プラン基本政策「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」について	11
			残渣の減量化に向けた取組みについて	12
	民主みらい	木庭議員	子どもの泳力向上プロジェクト事業について	14
			県費負担教職員の財源移譲について	15
	共産党	石田議員	子供の貧困対策について	17
			就学援助について	17
			中学校給食について	18
			大学奨学金について	18
			議案第99号「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について	19
学校の防災機能について			19	
		児童生徒用備蓄物資の整備について	20	

② 一般質問

	会 派	委員名	内 容	頁
一 般 質 問	自民党	末永議員	家庭教育の推進について	21
			道徳教育の推進等について	21
		老沼議員	食農教育事業について	25
		吉沢議員	子どもの貧困対策について	31
		松原議員	教科書採択について	44
	公明党	春議員	川崎市立高等学校奨学金制度について	22
		河野議員	市立小学校並びに「わくわくプラザ」の緊急対応について	27
			生田緑地におけるパークマネージメントの取組みについて並びに日本民家園開園50周年の取組みについて	28
		田村議員	発達障害児支援策について	32
		浜田議員	学校での熱中症対策について	36
		沼沢議員	着衣泳（U I T E M A T E）について	42
			W i - F i の環境整備について	42
		岩崎議員	道路交差点の安全対策(港町入口と久根崎交差点)について	46
		後藤議員	教育環境整備（未長小過密対策）について	47
		吉岡議員	パラムーブメントと障害者差別解消法について	52
	キャリア教育について		52	
	民主みらい	木庭議員	中学教員の負担軽減について	24
		松井議員	子供の体力向上課題対策プロジェクトについて	29
		山田議員	組み体操の課題について	37
		露木議員	学校をめぐる諸問題について	43
		雨笠議員	職員の超過勤務是正について	47
	共産党	石川議員	宮前平駅改修に伴う図書返却ポストの設置について	25
		勝又議員	遺跡の保存について	26
		宗田議員	消費増税に伴う給食費について	30
		大庭議員	下小田中小校舎増築計画について	41
		市古議員	中学校の運動部活動について	48
	無所属	月本議員	主権者教育について	32
		添田議員	小中学生の朝食摂取状況について	34

## ■ 代表質問（6月8日）自民党 ■

### ◆ 中学校給食について

#### ◎質問

先ず、仮称・川崎市中部学校給食センター用地の地中埋設物についてですが、処理費に係る経費は約5,700万円、施工業者はSLSの構成企業および熊谷組との事です。言わば随意契約と言えますが、金額の妥当性について示すと共に、公金支出における客観性の担保について説明を求めます。学校給食センター整備事業は慎重審議の末附帯決議を付して議決した事業であります。安易な支出は許されませんが、見解を伺います。

#### ◎答弁

学校給食センター整備等事業につきましては、要求水準において、予期できない地中埋設物が発見された場合には、PFI事業者が埋設物の処理をし、その費用を市が負担することと定めているところでございます。

当該埋設物の処理に要する費用につきましては、まちづくり局の技術支援を得ながら、公共建築工事積算基準等を参考として、見積内容の精査を行ったところでございます。

学校給食センター整備等事業につきましては、平成26年第4回市議会定例会にて議決された補正予算において、債務負担行為を設定し、PFI契約を締結しているところでございます。予期できない地中埋設物の処理につきましては、その性質上、契約締結前に、業務量や費用等の全てを適切に算定することが困難でございますので、当該PFI契約とは別契約により対応することとしたものでございます。

#### ◎再質問

地中埋設物に関して「予測して支出する」事は困難であるが、調査の精度を高め積算に反映すべく検討するとの財政局長の答弁です。それは鋭意進めて頂くとして、精度を高めるべきは追加で支出する撤去費用であります。南部および中部学校給食センターをあわせると地中埋設物等の撤去費用として2億円を超える金額を別途契約で支出することになります。契約した事業者に随意契約し、競争原理が働かない追加支出の妥当性について再度見解を伺います。

#### ◎答弁

PFI方式ではない、通常の工事請負契約において、予期できない地中埋設物等が発見された場合におきましては、まちづくり局において、公共建築積算基準や設計変更マニュアルに基づき、公共建築工事単価表等に記載されている単価を採用することなどにより、地中埋設物の処理費用等について精査を行っているところでございます。

PFI方式を採用している学校給食センター整備等事業における地中埋設物処理におきましても、まちづくり局の技術支援を得ながら、通常の工事請負契約と同様に、設計変更マニュアル等に準じて、処理費用の精査を行ったところでございます。

#### ◎質問

先般、仮称・川崎市南部学校給食センターおよび仮称・川崎市北部学校給食センターの構成員である東亜建設工業株式会社による地盤改良工事のデータ改ざんが発覚しました。同社は橋処理センター解体工事の契約締結を辞退しましたが、川崎市学校給食センター整備等事業への影響について伺います。特に北部の給食センターは本年8月の建設予定となっておりますが見解を伺います。併せて、事件発覚後の同社の本市への対応、および本市の同社への対応について伺います。

## ◎答 弁

はじめに、南部及び北部の学校給食センターの施工業者による、他の案件に係る契約締結辞退の影響についてでございますが、南部学校給食センターにつきましては、平成27年10月に市議会の議決を経て事業契約を締結し、本年4月より本体工事を実施しているところでございます。また、北部学校給食センターにつきましては、平成27年12月に議決を経て事業契約を締結し、現在、準備工事を実施しているところでございまして、それぞれ平成29年度中の供用開始に向け、事業を推進しているところでございます。

当該施工業者は、他の案件に係る契約締結辞退により本年5月19日付で指名停止となっているところでございますが、学校給食センター整備等事業における特別目的会社との契約解除等の条件には該当しないことから、引き続き特別目的会社の構成員として施工をするため、事業スケジュールには影響ないものと考えているところでございます。

次に、事件発覚後の対応につきましては、特別目的会社及び当該施工業者に対し、事件の詳細な報告を求めるとともに、改めて適切な施工及び品質の確保等について強く指導したところでございます。

また、特別目的会社及び当該施工業者からは、再発防止及び本事業における第三者の検査も含めた品質確保に関する決意表明を文書にて受けたところでございます。

学校給食センターの施設整備にあたりましては、今後も、まちづくり局と連携を図りながら、適切にモニタリングを実施し、品質の確保に努めてまいりたいと考えております。

## ◎質 問

地盤改良のデータ改ざんは言語道断、言うまでもなく信頼を著しく失墜する行為であります。そのような企業が二つの給食センターの構成員である事に対する市長の見解を伺います。

## ◎答 弁（市長）

安全・安心な学校給食を長期にわたって提供するための中核施設の建設にあたり、施工業者が、このような事態に至ったことは、信頼を損ねる行為であると受け止めるとともに、大変遺憾に感じているところでございます。

学校給食センター整備等事業につきましては、子どもたちや保護者の期待が大きい中学校給食を実現する上で重要な事業でございます。

子どもたちに安全な給食を提供し、保護者をはじめとする市民の皆様に安心していただくために、各特別目的会社には、一層の法令遵守と誠実な業務の履行を求めてまいります。

## ◆ 県費負担教職員の財源移譲について

### ◎質 問

平成25年3月、第30次地方制度調査会に於いて都道府県から政令指定都市への権限を移譲するための関係法律を一括改正する第四次一括法が平成26年に公布され、3年後の平成31年に、県から本市へ県費負担教職員の定数や給与負担等についての移譲が実施されることとなっておりますが、県内3政令指定都市による協議会における協議内容及びこれまでの調整状況について伺います。

また、本市への移譲に伴うメリットについてはどのような考えなのか、併せて、メリットを本市の教育行政にどのように取り入れ、充実させていく考えなのか伺います。

また、移譲となる教職員の対象人数・給与等の総額についてはどのように想定しているのか伺います。

また、財源については個人住民税所得割合の2%の税源移譲が行われるようですが、必要額のすべてを賄うことができるのか伺います。

併せて国に対しての財源措置のはたらきかけ及び今後の教育予算の充実についての取組みを伺います。

また、人事、服務、厚生についてはどのような見直しが行われるのか伺います。

さらに、平成29年度からの給与支給を確実に行うために、人事給与システムを開発する事が求められます。システム開発についての予算額及びこれまでの開発状況とこれからのスケジュールについて伺います。

更に、システム開発の委託契約をどのように決定されたのか、入札方法についても併せて伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、神奈川県及び3政令市による調整状況についてでございますが、平成25年11月29日に、「第1回指定都市への県費負担教職員事務の移管に関する協議会」を開催し、現在までに4回の協議会と、9回のワーキンググループでの協議を重ねてまいりました。

協議内容といたしましては、平成29年4月の円滑な事務移管に向けて、全体のスケジュール調整、義務教育費国庫負担金、教職員定数及び給与など各事務の整理・検討を行ってまいりました。今後は、共済事務や人事給与システムに係るデータ移行などについて、より詳細な調整を行ってまいります。

次に、本市への権限移譲に伴うメリットについてでございますが、移譲の効果といたしましては、人事権者と給与負担者が異なる、いわゆる「ねじれ状態」が解消され、学校の設置者である本市自らが定数配置等の判断をできるようになるなど、より一層、本市の学校の実情に即した教職員配置や学校運営が可能になるものと考えております。

教育委員会といたしましては、「かわさき教育プラン」に基づく取組や学校現場での日常的な課題等を踏まえながら、権限移譲を契機として、本市の学校教育の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、移管される教職員の対象人数及び給与等の総額についてでございますが、平成28年5月時点の本市教育委員会における正規の県費負担教職員は、小学校3,614人、中学校1,753人、特別支援学校264人で、合計5,631人となっております。

また、県費負担教職員給与費は、神奈川県の平成24年度決算をもとにした試算では、全体で約520億円となっておりますが、平成28年度と平成24年度を比べると、児童生徒数や教職員数が変動していることなどから、勤務条件を確定させた上で、改めて試算を行ってまいります。

次に、財源等についてでございますが、県費負担教職員の給与負担の市費移管につきましては、平成25年11月に指定都市所在道府県と指定都市において、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意したことにより実施されるものでございます。

したがって、必要額につきましては、道府県からの税源移譲に加えて、国による財政措置が必要となるものでございますので、現在、指定都市市長会、指定都市議長会及び指定都市教育委員・教育長協議会などの場を通じ、他の指定都市とも協調しながら、国による適切かつ確実な財政措置が行われるよう要望活動を行っているところでございます。

また、教育予算につきましては、県費負担教職員の移管により予算規模が大きくなりますが、今後も、学校や社会を取り巻く様々な課題や環境変化に的確に対応し、子どもたちの良好な教育環境を確保するため、必要な予算の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、人事、服務、厚生制度の見直しについてでございますが、県費負担教職員の勤務条件につきましては、市費移管後は、本市の条例、規則等の規定の適用を受けることとなりますが、県と本市で一部制度に差異がございますので、現在、本市の制度を適用することを基本として、職員団体等との協議を進めております。

また、厚生制度につきましては、公立学校共済組合神奈川支部等への加入を継続する方向で検討を進めるなど、全体として移管前後で勤務条件等に大きな変動が生じないように、調整を図っているところでございます。

次に、人事給与システム等についてでございますが、移管後の人事・給与事務につきましては、現在本市で使用しております「人事給与システム」及び「職員情報システム」を改修して対応することとしております。平成27年度から改修作業に着手し、これまで移管に伴う新たな項目や機能の追加等を実施しており、今後、本稼働に向けた運用テストやデータ移行などを予定しております。

システム改修の費用は、2ヶ年で約1億5千6百万円となっております。

委託業者の決定にあたりましては、現行システムを改修すること、また、通常システム運用を行いながらの作業となることから、現行システムのベースとなるパッケージの著作権を保有し、かつ、現在の運用支援を委託している業者と随意契約を行ったところでございます。

## ◆ 教科書採択地区について

### ◎質問

次に、教科書採択地区の統合について伺います。

本年5月10日の教育委員会の臨時会に於いて現在4つの採択地区に分かれている市内小中学校の教科書採択地区を、全市を一つの採択地区に統合するという趣旨の請願が採択されましたが、臨時会を開会した理由及び何故この時期に請願の審査が行われたのか伺います。

教科書採択地区に関する請願はこれまでも教育委員長宛てに出されていたと思いますが、件数と請願の趣旨、取り扱いについて伺います。

昭和47年の政令市移行時にそれまで一地区であった教科書採択地区を3地区とし、平成13年には現行の4地区になりましたが、地区分割が行われた理由を伺います。

併せてこれまでも議会に於いて教科書採択地区についての議論がありましたが、教育委員会が終始一貫した答弁、つまり教科書採択地区についての基本的な考え方について伺います。

採択地区の考えについて「学習援助の認定者では各区において有意な差異が認められ、児童・生徒の長期欠席者数字をみても同様の傾向がみられ、その差異は川崎市と他の区とは際立った違いを見せており、その他の採択地区は、それぞれ比較的似かよっていて、現行の4つの採択地区をグループ分けしていることの合理的根拠を示しており、採択地区を各区ごと、つまり7区分ける」との考え方がありますが見解を伺います。

また、川崎市では学校や児童・生徒の状況を勘案し、かわさき教育プランが策定されています。「かわさき教育プランに照らし、川崎市として最もふさわしい教科書が採択されなければならず、現在の4採択地区に異なる教科書が採択される可能性があるという現制度は基本的に矛盾がある。同一の教科書が使用されていれば、市内転校によって教科書が変わるという学習上の不便を回避でき、教職員の教材研究や授業研究も容易となり、採択事務作業も大幅に軽減される。」との考えについて見解を伺います。

### ◎答弁

教育委員会臨時会についてでございますが、川崎市教育委員会会議規則第2条第3項の規定に基づき教育長が必要があると認めるときなどに招集すると規定しており、5月10日の教育委員会臨時会につきましては、審議の必要な議案及び報告事項が予定されていたため開催したものでございます。

また、教科書採択地区に関する請願につきましては、本年3月に2件の請願が提出され、これらについて準備が整った5月10日の教育委員会議において審査を行ったところでございます。

次に、過去に提出のありました教科書採択地区に関する請願についてでございますが、過去5



年間では3件の提出があり、その請願の趣旨といたしましては、現在の4採択地区を維持するとするものが2件、採択地区を全市で1採択地区とするものが1件ございました。これらの請願の提出が、小学校教科書又は中学校教科書の採択を控えていた時期であったことから、公平で公正な論議に制約を生じさせ、採択事務の執行に支障をきたす恐れがあるため、いずれも「採択・不採択の判断をしない」ことを決定いたしました。

次に、地区分割が行われた理由についてでございますが、昭和47年の政令指定都市移行の際に、市内各地域の地理的、文化的諸条件を考慮しつつ総合的に判断し、それまでの全市1地区から、川崎区を第1地区、幸区・中原区を第2地区、当時の高津区・多摩区を第3地区と定めておりました。その後、都市化の進展による人口の増加や産業構造の変化等により、各採択地区における人口や学校数の不均衡が生じたほか、昭和57年の高津区と多摩区の分区から各採択地区の不均衡が拡大しつづけたことを踏まえ、平成13年にそれまでの第3地区を分割し、高津区・宮前区を新たな第3地区、多摩区・麻生区を第4地区として、現在の4採択地区と定めた経緯がございます。

次に、教科書採択地区についての基本的な考え方についてでございますが、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」に基づき、指定都市の区の区域またはその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならないとされており、市内各地域の地理的、文化的諸条件を考慮しつつ総合的な判断に基づき、採択地区の決定を受けたところでございます。

次に、現行の4採択地区を7区に分けるとの考えについてでございますが、本市における教科書採択におきましては、採択地区ごとの児童生徒の実態や地域の特色等を考慮した上で、さまざまな観点から総合的に検討して採択を行ってまいりました。その結果、平成27年度から使用する小学校教科書の採択及び平成28年度から使用する中学校教科書の採択において、4採択地区全てで同一の教科書が採択されております。また、副教材についても4採択地区の差異は認められず、地区によって子どもたちや学校の実態が大きく異なるという見方は薄れてきているものと考えております。

次に、市内で同一の教科書を使用することについてでございますが、市内で共通の教科書を用いることにより、各教科の研究活動の成果をどの学校においても活用しやすくなり、特に若い教員の力量形成が図られること、市立学校間の転校による学習上の不便を解消できること、児童生徒の学習状況を診断するためのより適切な作問につながるなど、かわさき教育プランが目指す授業の実現に資するものと考えているところでございます。

## ◆ 教科書採択の公正性・透明性について

### ◎質 問

関連して教科書採択について伺います。

教科書会社が小中学校の教員に対して、検定中の教科書を閲覧させ現金等を渡していたことが問題となりましたが、この問題について本市としてどのように総括し、再発防止については今後どのように取り組むのか伺います。

また、今回は、教員が調査の対象となりましたが、教育委員全員についても教科書会社との関係を明確にすべきと思いますが伺います。

併せて市立高等学校の教職員、管理職についても調査すべきと思いますが伺います。

### ◎答 弁

はじめに、検定中の教科書の閲覧についてでございますが、本市におきましては、検定中の教科書を閲覧したことを教育委員会に相談・申告せずに、川崎市教科用図書調査研究員等に就任していたことが、教科書採択の公正性・透明性に疑念を抱かせるおそれがあったとして、該当する教員13名に対し文書注意を行ったところでございます。今後につきましては、文部科学省より発出された「教科書採択における公正確保の徹底等について」に基づき、教科書採択の公正性・透

明性の確保に万全を期してまいります。

次に、教育委員と教科書会社との関係についてでございますが、教科書採択は教育委員会がその権限と責任のもと公正かつ適正に実施すべきものであり、これまでもそれぞれの教育委員がその重要性を自覚し、職責を果たしながら、適切な採択が行われてきたものと考えております。今後につきましても、教科書採択に疑念を抱かれることのないよう、採択事務の執行に取り組んでまいります。

次に、市立高等学校における教科書採択についてでございますが、市立高等学校におきましても、採択が公正に行われますよう、検定期間中の教科書の扱いや、調査研究員に就任する際の制限条項につきましても、適切に対応するよう指導しているところでございます。今後の調査につきましては、国の動向を注視しながら検討してまいります。

#### ◆ 差別を許さない意識の醸成について

##### ◎質 問

住み慣れた地域でいつまでも安心して住み続けることが出来るまちづくりの地域包括ケアシステムもそうですが、今の子どもたちこれから育つ子どもたちに「差別しない!差別を許さない!」意識の醸成が必要であり、教育現場でのしっかりとした啓発教育の充実が求められますが伺います。

##### ◎答 弁

本市では全市立学校におきまして、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権尊重教育を、すべての教育活動の基盤として位置づけ、相手の心を傷つけるいじめや差別は絶対に許されないということを、児童生徒の発達段階に合わせて指導してきております。

また、「川崎市外国人教育基本方針」を一つの指針といたしまして、異なる文化的背景の中で育った子どもたちが、自国の文化に対する自尊感情を育むとともに、すべての子どもたちが異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築こうとする意識と態度を育むための多文化共生教育を推進してまいりました。

共生社会を生きる子どもたちにとって、「差別をしない!差別を許さない!」意識の醸成を図ることは大変重要でございますので、今後も人権尊重教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

◆ 第2次かわさき教育プラン基本政策「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」について

◎質問

様々な教育的ニーズをもつ子ども達は、年々増加傾向にあります。そこで、本市が目指す支援教育のあり方について教育長の見解を伺います。

◎答弁（教育長）

現在、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもの増加と障害の多様化、また、通常の学級に在籍する子どもたちの中でも、発達障害をはじめ、いじめ、不登校、貧困等の課題に加え、外国につながりを持つ子どもの増加など、様々な教育的ニーズへの対応が喫緊の課題であると認識しているところでございます。

こうした状況の中、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を学校教育全体で推進することを「かわさき教育プラン」に位置づけたところでございます。

本市の「支援教育」とは、共生社会の実現を推進するための教育のあり方であり、すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習実感や達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることを目指すものでございます。

◎質問

わが党は、いじめ問題や不登校、発達障害や学習環境等で悩む子どもや親御さんの生の声をこれまで何度も届け改善を求めてきました。そこで、いじめや不登校、発達障害等の相談体制や居場所、学習支援の拡充等を求めてきましたが、現状と今後の取組みを伺います。

◎答弁

はじめに、相談体制についてでございますが、小学校におきましては、現在、児童支援コーディネーターの専任化が79校まで進んでおり、その他の小学校及び中学校、高等学校におきましては、特別支援教育コーディネーターを配置しているところでございます。また、すべての校種におきましてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門職を活用するなど、相談の充実を図っているところでございます。

さらに、学校外におきましても、電話相談や来所相談、不登校児童生徒への家庭訪問など、様々な形での教育相談をあわせて実施しております。

次に、居場所についてでございますが、各学校におきましては、子どもの内面に寄り添ったチーム支援体制の確立に向けた取組を推進し、いじめや不登校の未然防止に努めているところでございます。また、不登校の子どもの居場所といたしましては、市内6か所に適応指導教室「ゆうゆう広場」を設置し、学校と連携した支援を実施しております。

学習支援といたしましては、家庭訪問による自宅学習支援や適応指導教室における活動を通して、学校への復帰に繋がるような支援に取り組んでいるところでございます。

今後も、障害の有無にかかわらず、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育を学校教育全体で推進してまいりたいと考えております。

◎質問

また、入院中の子ども達に対する教育的支援のあり方や復学してからの医療的ケアの必要な子

どもに対する支援も具体的に提案してきましたが、これまでの取組みと成果を伺います。

#### ◎答 弁

入院中の子どもにつきましては、平成8年度に聖マリアンナ医科大学病院に院内学級を設置し、教育的支援に取り組むとともに、退院後も通院時に学習支援を行ったり、ICTを利用した学習支援を行っているところでございます。さらに、院内学級入級の事務手続きの簡略化を行い、保護者の負担軽減を図ってまいりました。

また、平成27年度には、東横恵愛病院に中央支援学校の訪問部を設置し、教育的支援を拡充したところでございます。

次に、医療的ケアの必要な子どもにつきましては、平成24年度より看護師が学校を訪問し、週1回90分間保護者に代わって医療的ケアを実施してきたところでございます。これにより、保護者の負担軽減が図られると共に看護師の指導を受けることによって、子ども自身も自ら少しずつ医療的行為を行うことができるなど、成果が確認されておりますので、今年度より実施回数を週2回に事業を拡充したところでございます。

#### ◎質 問

関連して図書館機能の拡充について伺います。

多くの図書館ニーズに応えるため駅等の市民が多く利用する施設への図書館カウンターを具体的に提案してきました。教育長の見解と対応を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

市立図書館では、来館されなくても図書館ホームページから資料の予約を可能にしたり、図書館施設以外に返却ポストを設置するなど、図書館サービスの利便性向上に努めてまいりました。

現在、図書館施設以外での図書館資料の受取につきましては、有馬・野川生涯学習支援施設において行っているところでございます。

図書館資料の受取が可能なカウンターの設置につきましては、更なる市民サービス向上の観点からも重要な課題と認識しているところでございますので、その実現に向けて検討してまいりたいと存じます。

#### ◎再質問①

特別支援教育について再度伺います。

本市は昨年、第2期「川崎市特別支援教育推進計画」を策定しましたが、発達障害児支援の取組みと現在79名の専任児童支援コーディネーターの拡充として全校配置への取組みについて伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、児童支援コーディネーターの専任化につきましては、支援の必要な児童の早期発見・早期対応、それによる課題の改善率の向上等の効果が見られており、また、校内の相談体制が強化されたことで、児童支援コーディネーターと担任が協働して、保護者からの相談に対応し、保護者の不安の解消にもつながっているとの報告を受けております。

こうした効果の検証を踏まえ、家庭環境・友人関係・発達障害等様々な要因により支援を必要とする児童に対し、自尊感情の低下を防ぎ、社会で自立して生きていくために必要な力を育むため、すべての小学校における児童支援コーディネーターの専任化に向けて検討してまいります。

#### ◎再質問②

次に、いじめや不登校問題等への対応について再度伺います。

先程のご答弁にもある通り児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーターなどの子供たちの取り巻く教育環境は大変に重要であり、ある識者の言葉を引用すると「学校教育において、子どもたちに最も強い影響を与える最大の教育環境こそ、教師という人間の存在である」と述べられております。改めて教育長の見解を伺います。

**◎答 弁（教育長）**

かわさき教育プランにおきましては、本市の教育が目指す基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」としており、教育の力が人・社会の発展の礎を築くものと捉えているところでございます。その教育を担う教員は、子どもたちの成長にとって極めて大きな影響を与える存在でございますので、今後におきましても、その職責の重さを自覚し、子どもたちとともに学び続ける教員の育成に努めてまいります。

**◆ 残渣の減量化について**

**◎質 問**

学校給食での残渣の減量化に向けた取組について教育長に対応を伺います。

**◎答 弁**

調理段階で出た生ごみや、食べ残しなどの残渣につきましては、飼料化などの資源化に取り組んでおり、現在実施している東橘中学校及び26校の小学校に加え、来年1月から新たに、はるひ野小中学校、犬蔵中学校、中野島中学校の4校で実施する予定でございます。今後、学校給食センターにおきましても、これまでの取組を踏まえ検討を進めてまいります。

また、生ごみや、食べ残しなどの残渣そのものを削減する取組につきましては、環境教育の観点からも大変重要であると考えておりますので、調理段階における食品残渣の削減や、児童生徒の食べ残しが発生しないような献立の工夫、食育の観点から食に対する感謝の気持ちを育む取組等を通じて、中学校給食も含め、学校給食全体として、さらなる食品ロスの削減を図ってまいります。

## ■ 代表質問（6月9日）民主みらい ■

### ◆ 子どもの泳力向上プロジェクト事業について

#### ◎質問

東京 23 区など近畿圏大都市では、水泳指導について学年ごとの「泳力レベル」に目標を掲げ計画的に実施していますが、本市では校長の教育課程編成権に一任しているため、年間の水泳指導時間についても 4 コマから 12 コマと学校毎で大きな差が生じています。学習指導要領で示された小学校卒業時までには到達すべき泳力の目標値について伺います。

本市では、教員採用時に泳力については問わず、新規採用教員研修の中で 2 日間ほど実技講習を実施するのみで、泳げない教員の人数やスキルについては把握していないということです。新任・臨時任用・現職教員それぞれの水泳指導方法の評価方法と、スキルアップ研修の改善に向けたあり方について伺います。

泳力向上プログラム事業は、各施設につき 40 人枠 8 コマを約 76 万円で委託していますが、この事業を実施するにあたり目指す到達目標と、今後の予算見込み、事業計画年数について伺います。

本事業は、昨年度モデル事業として 7 区 8 施設で実施しましたが、希望しながら抽選に外れた児童が 6 割以上という現状でした。水泳の苦手な児童の個別スキル習得に向けて、生涯学習と学校教育の連携のあり方について伺います。

#### ◎答弁

はじめに、泳力の目標値についてでございますが、小学校学習指導要領では、高学年の技能の内容として、クロール及び平泳ぎの技能を身に付けて、続けて長く泳ぐことができるようにすることが示されております。

また、例示として、25～50mと泳ぐ距離が記載されておりますが、一つの技能の目安ととらえ、児童が少しでも長く泳ぐことができるように、自己の能力に応じた課題を持ち、計画的に学習を進め、水泳の楽しさを味わうことができるようにすることが大切であると考えております。

次に、教員の指導力と泳力の向上についてでございますが、夏季休業中に、新規採用教員を対象とした水泳実技講習会を実施しているほか、すべての教員を対象とした体育実技講習会においても、水泳に関する研修を行っております。また、各学校において校内研修会を実施したり、教員同士の学び合いやスイミングクラブなどから派遣された外部指導者から指導方法を学ぶことで、水泳指導に関するスキルアップに努めております。

今後、研修後の自己評価アンケート等を通じ、スキルアップの状況を把握し、研修の改善につなげることで、さらなる指導力向上を図っていきたいと考えております。

次に、泳力向上プロジェクト事業の到達目標についてでございますが、本事業は、小学校入学前までに水に親しんできていない児童や、入学後も泳ぎが苦手な児童を対象に、平成 27 年度からスタートしたものでございまして、学校の授業だけではフォローしきれない児童がより円滑に水泳学習に参加できるようにすることを目標としております。

また、今後の計画等につきましては、本事業に継続して取り組む中で、児童全体の泳力向上が図られ、徐々に対象者が減少していくことが望ましい姿であると考えておりますので、毎年度の参加申込数の推移を見ながら、検討してまいります。

次に、本事業と学校教育との連携についてでございますが、学校現場での取組や、地域のスイミングクラブ等が協力できることなど、相互の情報を密に交換しながら、本事業と学校教育が両輪となって、児童の泳力を効果的に向上させてまいりたいと考えております。

## ◆ 県費負担教職員の給与負担等の委譲について

### ◎質 問

先に示された、制度設計時の試算による財源措置については、歳出においては委譲される教職員給与費等で約 520 億円、財源については国庫負担金が約 120 億円、個人住民税所得割 2% の税源移譲約 370 億円、交付税措置約 30 億円とされています。

まず、教職員給与等の、給与を含む内訳についてそれぞれの項目と試算額について伺います。

### ◎答 弁

県費負担教職員の給与費につきましては、神奈川県平成24年度決算を基にした試算では、全体で約520億円となっておりますが、平成28年度と平成24年度を比べますと、児童生徒数や教職員数が変動していることなどから、勤務条件を確定させた上で、改めて試算を行ってまいります。

### ◎質 問

次に、国庫負担金や交付税措置については固定的に確保されるのか、地方税の不交付団体となった場合には合わせて変動が生じるのか伺います。

### ◎答 弁

国庫負担金につきましては、義務教育費国庫負担法に基づき、毎年度、市立小学校、中学校、特別支援学校に勤務する教職員の給与等に要する経費について、実支出額の3分の1又は国が規定する最高限度額を比較し、低廉な方を国が負担するというものでございます。

また、制度設計時の試算でお示した交付税措置額につきましては、県費負担教職員給与にかかる需要額と住民税所得割による収入額の見込により算出したものであり、これらは交付税算定における基準財政需要額と基準財政収入額を構成するひとつの要素でございますので、様々な財政需要の合算である基準財政需要額と、市税等の収入の合算である基準財政収入額の差し引きである交付税額はこの結果として変動するものでございます。

### ◎質 問

次に、教育長に伺います。

今回の県費負担教職員の給与等の委譲については、給与は川崎市から支給され、給与制度等の勤務条件は、本市が定めることとなります。また、学級編制基準・教職員定数は、国の標準をもとに、本市が独自に定めることとなります。文部科学省通知によれば、学校現場に混乱が生じないよう十分な配慮が必要であることが明示されています。教職員の繁忙感や人員不足、業務の改善や見直しなど課題となっている現状をしっかりと把握し、改善に向けて対応すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、人事評価や処遇制度の変更に当たっては急ハンドルを切ることのないよう関係者と真摯に協議すること、学校事務職員や学校栄養職員については、職務内容の明確化や責任と権限の整備など整理・検討を進めていくべきと考えますが合わせて見解を伺います。

### ◎答 弁（教育長）

はじめに、市立学校における教職員が児童生徒と向き合う時間や教材研究などの教育指導に充てる時間を確保することは、大変重要であると考えております。教育委員会では、事務局職員及び教職員の代表で構成する学校業務効率化検討委員会等におきまして、教職員の実情を把握しながら課題解決に向けた検討を進め、校務支援システムを活用した事務量の軽減や調査・提出物の見直しによる効率化などに取り組んでまいりました。

引き続き、県費負担教職員の市費移管後も業務の改善や見直しに向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、人事評価制度や勤務条件等の制度変更につきましては、基本的には本市の制度に合わせて移行することとしておりますが、調整が必要な事項につきましては、関係する職員団体等とも協議を行いながら整理してまいります。

また、学校事務職員や学校栄養職員の職務内容等の整理・検討につきましては、「チーム学校」の一員として学校運営を支える役割を担っていることから、引き続き関係者を交えて検証・協議を行ってまいりたいと考えております。



◆ 子どもの貧困対策について

◎質問

子どもの貧困が健康や生活習慣、学力等に影響があることが専門家からも指摘されています。一人一人の子どものおかれた状況を把握することが重要です。実態調査を行うべきと考えますが教育長、こども未来局長に伺います。

◎答弁（教育長）

子どもの実態につきましては、全国学力・学習状況調査において、子どもの学力と家庭の経済状況に関係があることが報告されており、教育委員会といたしましても貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握を進めることは重要であると考えております。

今後、実態把握の調査・分析の手法等につきまして、子どもの貧困対策に関わる関係局と連携し、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

◆ 就学援助について

◎質問

川崎市でも2014年度から申請方法を改善することによって受給率が、小学校はそれまでの6%台から9%台に増加、中学校では7%台から10%台に増加しました。しかし、同じ支給基準の横浜市と比較して、川崎市の受給率が低い要因について問うと、「その都市の状況によって、違うから」という答弁が繰り返されていますが、実態に合わせてもっと改善する点はないのか、真摯に検討してほしい、と思います。就学援助の支給品目も金額も都市によって違います。例えば、入学準備費は横浜市では小学校で40,600円、中学校では47,400円ですが、川崎市は小学校19,900円、中学校は23,550円で倍ほどの開きがあります。国会でもこの問題は取り上げられましたが、入学準備費用は小学校で平均54,540円、中学校で平均78,495円と、実態と支給金額には大きな乖離があります。川崎でも抜本的に拡充をすべきです。伺います。

入学準備費の支給時期についてですが、所得が低い家庭にとって、数万円もの準備金を準備するのは大変なことです。支給時期について、入学前の2月から3月に支給すべきです。すでに新潟市や他の政令都市でも実施している都市があります。この問題も先日国会で取り上げられ、文科省の初等中等教育局長は「児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけていく」と答弁しています。川崎でも検討すべきですが、伺います。

◎答弁

はじめに、支給金額の拡充についてでございますが、本市における就学援助費の支給金額につきましては、毎年度国が提示する要保護児童生徒援助費補助金における単価を基に金額を決定しているもの、実費相当分を支給金額としているもの、本市で独自に単価を算出し決定しているものがございます。

支給金額の拡充につきましては、社会情勢、本市の財政状況、国の動向や他都市の状況を踏まえながら、関係局と協議してまいりたいと考えております。

次に、入学準備金の前倒し支給についてでございますが、本市において、入学準備金に当たる「新入学児童生徒学用品費」を前倒しで支給することは、3月時点では前年の所得額は確定していないため、前々年の所得額での認定となり、実体とかけ離れる場合があることなど、様々な課題がございますので、入学前の支給は難しいものと考えております。

## ◆ 中学校給食について

### ◎質 問

配膳員についてです。配膳をスムーズに行うためには、配膳員が一学年に一人、最低でも各学校に3人、大規模校についてはそれに見合った人数が必要です。学校現場からも「配膳員は学年ごとに必要」との声があると聞きます。配膳員の配置については、各学校にヒアリングを行いながら、検討を進めているとのことですが、具体的にどのように進められているのか伺います。

栄養士の配置についてです。市長は今議会の提案説明で、中学校完全給食の導入に際して学校給食を活用した食育推進の検討を進めていくと言明されました。そのためには、各学校ごとの栄養士の配置がどうしても必要です。東橘中学校ではすでに栄養士が配置され、各教室を訪問するなど食育を行っています。3月議会で、国の基準以外の栄養士の配置を検討していくとのことでしたが検討状況を伺います。

### ◎答 弁

はじめに、学校給食センターから給食配送を受ける中学校の、配膳室から各教室までの食器・食缶等の運搬についてでございますが、各学校における生徒の安全面を考慮した運用、指導のもと、生徒自身が行うことを基本としてまいります。

しかしながら、学校によって生徒数や校舎の配置等が大きく異なるところでございますので、生徒数の特に多い学校等につきましては、配膳場所を複数用意するとともに、階段等の動線を一方通行にするなど、現在、配膳員の配置も含め、各学校においてヒアリングや現地確認を行いながら、安全かつ円滑で、効率的な手法となるよう検討を進めているところでございます。

次に、中学校完全給食実施に伴う学校栄養職員等の配置についてでございますが、小学校や特別支援学校も含め、学校給食全体でのさらなる食育の充実が図られるよう、食育指導や食物アレルギー対応、給食管理等のあり方、教職員の役割等を踏まえ、実施までの間に引き続き検討してまいります。

## ◆ 大学奨学金について

### ◎質 問

これまで給付型の大学奨学金の創設を求めてきました。その答弁では「他都市の奨学金制度を調査分析している」「国や県の経済的支援策の状況を見据え、見直しを含めて検討したい」とのことでした。調査分析や検討の状況を伺います。

### ◎答 弁

国の奨学金制度を巡る動向につきましては、6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、社会に出た後の返還負担に不安を覚え、奨学金を受けることを躊躇する学生がいることなどの指摘があり、奨学金制度の拡充に関し、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえた、給付型奨学金の創設に向けて検討を進めることが示されたところでございます。

また、指定都市のうち既に給付型の大学奨学金を導入している3市においては、入学支度金の支給、月額での奨学金の支給、入学支度金と月額支給の両方の支給、の事例がございます。

本市の大学奨学金につきましては、奨学生からの償還金等を財源としており、奨学金制度の充実のためには、財源の確保が大きな課題であると考えております。引き続き国における新たな奨学金制度の検討状況を注視するとともに、他都市の奨学金制度や経済的支援策の調査を行いながら、本市の大学奨学金の在り方について検討を継続してまいりたいと考えております。

## ◆ 議案第 9 9 号「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### ◎質 問

商業高校の全日制に普通科を新設するとともに、定時制課程を廃止するものです。これまで私たちは、統廃合によって学校が遠くなることで通学に時間がかかり、仕事と学業の両立が難しくなったり、高齢者や障がいを持った人たちの身体への負担や経済的困難などで通えなくなること、通学を諦めてしまうことが懸念されるとして定時制高校の削減には一貫して反対して来ました。

いま、定時制高校に通う生徒の抱える問題や取り巻く状況は複雑で、働きながら通う生徒だけでなく、不登校を経験した生徒、経済的貧困や家庭の困難など様々な問題を抱える生徒も多く通っています。定時制高校に通う生徒にとっては、きめ細かいゆっくりとした教育があり、心を癒す仲間や先生がいて、やっと見つけた場所だと感じている生徒が多いという実態もあります。

先日訪問してお聞きした市立川崎高校定時制の先生の話では、地元の中学校の教師と連携をとり、地元での生活状況をよく掴むことができることが、その生徒への助言・援助に効果的に繋げることができると話されていました。商業高校定時制には幸区から通う生徒が 4 割、川崎区の生徒が 2 割です。今の定時制高校の果たしている役割を考えれば、地元で根ざした定時制高校のあることが大事だと考えます。したがって、いまある定時制高校は削減すべきではありません。このことについて見解を伺います。

### ◎答 弁

商業高等学校の定時制課程につきましては、川崎総合科学高等学校に商業科を移行いたしますので、定時制課程の商業科で学ぶ機会は保障されるところでございます。

移行先の川崎総合科学高等学校では、工業系の「クリエイト工学科」と「商業科」の二つの専門学科の設置により、職業教育の一層の充実や、就職など幅広い進路希望に応じたきめ細やかな指導を展開してまいります。

また、商業高等学校から在籍を変更する生徒に対しましては、学校では志願の時点から川崎総合科学高等学校への移行について周知を図っておりますが、今後も生徒の不安が生じないように、適切な指導を行ってまいります。

さらに、生徒が高校生活に十分適応できるようにするためには、中学校との情報共有が重要でございますので、引続き連携を図ってまいりたいと考えております。

## ◆ 学校防災機能の充実について

### ◎質 問

震災時に地域住民の避難所となる市立小中学校、高校、特別支援学校では防災機能の整備・拡充が求められます。体育館へのスロープ化、体育館内のテレビなど情報通信機器の端末整備、Wi・Fi 機能、体育館内や格技室内等のトイレの洋式化、マンホールトイレの整備、さらに、緊急時に飲料水を確保するため受水槽の水を有効活用する施設の整備、灯油式発電機の整備、プロパンガス設置など複数熱源の導入、校舎の窓ガラス飛散帽子フィルムの貼付、それぞれの現状と今後の計画について伺います。

首都直下地震はいつ起きても不思議ではない状況です。長期保全計画とは切り離し早急に全校整備すべきです。伺います。

### ◎答 弁

はじめに、学校防災機能の現状等についてでございますが、スロープの設置が必要な体育館につきましては、平成 27 年度までに、全校で整備が完了しておりまして、体育館等のトイレにつきましても、159 校で洋式トイレが整備されているところでございます。

体育館内のテレビなどの情報通信機器の端末につきましては、55 校で整備されており、屋内

受信用アンテナの配布と併せて、体育館でのテレビの視聴が可能となっており、Wi-Fi機能につきましては、今年度に整備を予定している川崎高等学校附属中学校を除く、全小中学校においてWi-Fiスポットが整備されているところでございます。

また、災害時の水の確保に有効な、緊急遮断弁付き受水槽等を45校で整備し、灯油式発電機につきましては、52校、プロパンガス設置による複数熱源化につきましては、45校で整備しているところでございまして、今後、全校整備に向けて取り組んでまいります。

校舎の窓ガラスの飛散防止フィルムにつきましては、強化ガラス及び網入りガラスを除く窓ガラスに飛散防止フィルムの貼り付けを46校で整備しており、残り58校を推進してまいります。

次に、今後の防災機能の強化に向けた取組についてでございますが、この度の熊本地震を踏まえ、国等の動向にも注視しつつ、学校防災機能整備事業と併せ、学校長期保全計画を着実に推進することで、避難所となる学校の防災機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、マンホールトイレの整備についてでございますが、避難所機能の強化及び徒歩帰宅者対策として、平成27年度までに幹線道路沿い等の地域防災拠点となる中学校15校において、マンホールトイレの整備をしており、今後のマンホールトイレの整備方針につきましては、総務企画局を中心に開催されております、災害時のトイレ対策検討会議の中で検討していくとっております。

#### ◆ 児童生徒用備蓄物資の整備について

##### ◎質 問

東日本大震災を受けて2011年度以降、本市は児童生徒用備蓄物資として、市立の小中学校、高校、特別支援学校に食料として、アルファ化米、栄養補助食品、氷砂糖、飲料水、生活必需品として、非常用ランタン、防寒用アルミシートが整備されてきました。保存期限がある非常食・飲料水については、防災訓練などに活用すると共に、その後の補充は各学校で対応するよう求める通達が昨年4月、教育委員会から学校長あてに出されました。しかし、学校も予算がなく、PTAで購入した学校が複数あると仄聞しています。市立学校での公的な備蓄物資は、補充分も含め、市の責任で整備すべきです。伺います。

##### ◎答 弁

教育委員会では、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年6月1日から、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、児童生徒を保護者に引き渡すまで、学校で、一時保護することとしており、その際に必要となる備蓄物資につきましては、各学校への整備を進めてまいりました。

保存期限のある備蓄物資の補充につきましては、昨年度、関係局とも協議を行い、川崎市備蓄計画に定められた必要備蓄物資を、今年度以降、教育委員会より各学校へ配布することとしております。

◆ 家庭教育の推進について

◎質問

平成27年第3回定例会一般質問で、家庭教育の充実について質問し、教育長から「今後、さらに、各種事業に参加できなかった家庭の方々も参加できる機会を提供するなど、より一層家庭教育事業の推進に取り組み、子どもを育むための大事な柱である家庭の教育力の向上を図ってまいります」とご答弁いただきました。

加えて、平成27年決算審査特別委員会、総務分科会で自治体で初めて「家庭教育支援条例」を制定した熊本の事例を取り上げ質問し、所管課長から「今後は、仕事を持つ保護者へのアプローチ方法や、より困難な課題をかかえた家庭への支援について、様々な主体と連携し新たな方策を講じながら、教育基本法の趣旨を踏まえ、家庭教育を推進してまいります」とご答弁いただきました。

平成27年第5回定例会でも家庭教育支援の在り方について質問し、教育長から「今後も引き続き、国の動向なども見据えながら、学校、家庭、地域の連携推進を図り、家庭教育支援の充実に向けて取り組みを進めてまいります」とご答弁いただきました。

平成28年第1回定例会予算審査特別委員会でキャリア在り方生き方教育の質問の中で「共働き等でお子さんとかかわれる環境が作りにくい保護者がいらっしゃいますが、これらの方々へのアプローチ手段も検討していただくとともに、本取り組みの成果と課題を検証するシステム構築」を要望させていただきました。

以上のことから、中原区民の皆様は川崎市議会へ送り出させていただいてから、すべての定例会で家庭教育について質問してきました。そこで、この延長線上で伺いますが、家庭教育をより一層充実するために平成28年度の本市の取り組みについて教育次長に伺います。

◎答弁

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、本市では、市民館等における家庭・地域教育学級の開催や、PTAの企画運営による家庭教育学級への講師派遣等を通じて、家庭教育を支援するための学習機会の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めているところでございます。

現在、仕事を持つ保護者や、これまで市民館等における各種事業を受講できなかった家庭の方々への支援の充実を図ることが求められております。

今年度におきましては、市内企業と連携し、企業で働く方々の身近な場において、家庭教育に関する出前講座を開催するとともに、リーフレットを作成し、啓発を行うこととしており、こうした取組の推進により、家庭教育支援の充実を図ってまいりますと存じます。

◆ 道徳教育の推進等について

◎質問

次に、道徳の教科化に向けた本市の取組について教育長に伺います。先程、家庭教育の充実について伺いましたが、道徳教育を学校と家庭、地域とで連携して行うことは重要です。平成27年3月に学習指導要領が一部改正され、「特別の教科・道徳」になります。施行期日は小学校が平成30年、中学校が平成31年となっております。しかしながら、文科省告示第63号、64号、65号に先行実施の恨拠があり、先行実施は可能となっております。横浜市では、2月26日予算関連質疑の中で道徳の教科化についての質問で、教育長が「道徳教科化の平成29年度先行実施に向けて努力していく」と答弁されております。教科書は文科省が作成した教材『私たちの道徳』等を使えば可能だと思われます。そこで伺いますが、本市ではどのような方針をとるおつもりか教育長に伺います。

**◎答 弁（教育長）**

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、重要な教育活動であると捉えております。

今回の学習指導要領の一部改正は、いじめの問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示されたものでございます。また、小学校から中学校までの内容の体系的性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断」「自律」「自由と責任」などの言葉が付記されております。

さらに、内容項目のまとまりを示していた視点については、児童生徒にとっての対象の広がり に即して整理し、「自分自身に関すること」「人との関わりに関すること」「集団や社会との関わりに関すること」「生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」として、構造化・体系化され今まで以上に整理されたものとなりましたので、道徳教育の一層の充実につながるものと捉えております。

本市におきましては、平成 27 年 8 月に行った教育課程研究会において、文部科学省 初等中等教育局 教育課程課の道徳教育調査官を招き、道徳の「特別の教科」化の趣旨について周知を図っております。今年 8 月に行う教育課程研究会においても、一部改正された学習指導要領の全面実施に向けて、内容の改善や指導方法の工夫等について周知を図ってまいります。

内容の改善につきましては、現在の内容項目に基づく道徳の授業を充実させるとともに、新たに加わった内容項目について取り組んでいくことができるように授業案を作成し、授業で活用できるように検討しているところでございます。

また、指導方法につきましては、問題解決的な学習の授業展開等について、総合教育センターに研究会議を設置して研究を進めており、道徳的実践力を育成できるように研究報告会等で周知してまいります。

このような取組を通して、改正された学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校が実態に即し、先行して実施できるように支援するとともに、学校の教育活動全体を通じて児童生徒の道徳性を培い、道徳教育の充実に努めてまいります。

■ 一般質問 公明党 春議員（6月17日） ■

◆ 川崎市立高等学校奨学金制度について

**◎質問①**

本制度の目的と事業内容を伺います。

**◎答 弁**

川崎市高等学校奨学金は、高等学校に進学又は在学する生徒で、能力があるにも関わらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給するものでございます。

平成 26 年度の制度改正に伴い、「入学支度金」と「学年資金」の 2 つの制度を実施しております。

「入学支度金」については、入学時に掛かる費用を支援するものとして、中学 3 年時の 11 月に申請し、教育委員会で認定後、高等学校進学時に国公立で 4 万 5 千円、私立で 7 万円を支給するものでございます。

「学年資金」については、各学年で修学に掛かる費用を支援するものとして、毎年 6 月に申請し、教育委員会で認定後、

国公立で

1年生が3万6千円、

2年生が6万1千円、

3年生が4万6千円、

私立で

1年生が6万円、

2年生が8万5千円、

3年生が7万円

を年額として支給するものがございます。

なお、両制度とも、生徒が川崎市在住であること、学業成績の平均値が5段階評価で3.5以上であり、学校長の推薦が受けられること、世帯の総所得が基準額以内であることを申請基準として定めているところでございます。

#### ◎質問②

また、応募人数の推移、受付方法、調査結果の通知方法について伺います。

#### ◎答弁

「入学支度金」の応募人数につきましては、平成26年度が151名、27年度が217名、28年度が239名で、「学年資金」につきましては、26年度が717名、27年度が899名、28年度は現在募集中でございます。

受付方法等につきましては、両制度ともに生徒から提出された申請書等の必要書類を各学校で取りまとめの上で教育委員会に提出し、教育委員会において審査後、各学校を経由し、認定結果通知書等を生徒宛てに送付しているところでございます。

#### ◎質問③

中小企業支援事業費かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業について伺います。

福祉・介護分野の課題解決に繋がる公募型研究開発事業として、ダンウェイ株式会社のICT知具を用いた障がい児等向け「教育プログラム」の構築を目指し星嵯学園中高等部北斗校の生徒と行った学習の発表会が先日、多摩市民館大ホールで開催され見学しました。

子ども達の生き生きと発表する姿から「楽しい取組」だった事を感じました。

また、ソフトバンクロボティクス株式会社を中心となり実施した感情認識パーソナルロボット Pepper等による口腔ケアサービスの実証等、市内の介護施設等で様々な介護ロボットによる実証研究が実施されました。

本市の小中学校の特別支援学級等への展開と今後の取組を伺います。

#### ◎答弁

各学校への認定結果通知書等の送付にあたりましては、各学校に対し、生徒のプライバシーに十分配慮した方法で配布するよう、改めて依頼してまいります。

また、認定結果通知書等を個人宛ての封書として各学校に送付するなど、生徒のプライバシーに適切に配慮した通知方法についても、検討してまいりたいと考えております。

◆ 中学校の部活動について

◎質問①

教職員の多忙化が様々指摘されるなか、中学校教師の負担軽減策について教育長に伺います。

本市では中学校の部活動は教育活動の一環という観点から、子どもたちの入部率は、ほとんどの学校で9割を超え、中学校教師もほぼ100%の方が部活動に顧問として携わっています。担当する部活は、年度初めに学校内で調整するというので、例えば吹奏楽や体育系など、技術指導が必要な競技や分野でさえも、それに親しんだ経験がある方や、精通している方が顧問として担当している訳ではなく、さらに部活動の数と教員数が必ずしも同数ではないため、先生によっては部活動を兼務せざるを得ない状況もあるようです。また、その部活顧問手当として、特殊勤務手当が、平日は1時間から4時間未満で300円、土日の場合、4時間以上で2800円が支給されますが、満たない場合は無償ということです。しかし、部活によって、週末は大会や練習試合などで遠征することも多々あり、仮に、週末4時間以上で2800円支給されていたとしても交通費がかかれば、そこから支出するという現状があります。本市でも顧問が遠征に同行するなど交通費が必要な場合は、特殊勤務手当とは別に交通費の実費を支給すべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁（教育長）

現在、本市の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教員の給与及び旅費につきましては、市町村立学校職員給与負担法に基づいて、神奈川県が予算措置し、支給をしているところでございます。

部活動指導における交通費につきましては、様々な課題もございますので、移管後は、国や他都市の動向を注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

◎質問②

先ほども指摘しましたが、先生によっては、担当する部活が複数あること、また、必ずしも担当する部活の分野に精通している訳ではないこと等から、教師によっては顧問を負担に感じている場合も少なくありません。全国的に見ても、「部活指導が大変で授業準備に差し支え、土日の指導で家庭が崩壊した」という意見もあることから、今年3月に、部活動の顧問を務めるかどうかの選択権を求めて公立中学校教師が署名を集め文部科学省に提出したという報道もありました。本市でも、平日の勤務に加え、週末の部活動指導という勤務状況を負担に感じる教師は少なくないという意見もあります。

そこで、横浜市では教育委員会が2013年度に教職員を対象に実施した勤務状況の調査をもとにハンドブックを作成し、例えば部活動の休養日を設けるなど、教師の負担軽減に向けた様々な取組みを今年から始めているということです。本市でも、負担軽減に向けた策を講じるべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁（教育長）

部活動は、学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動」と位置付けられ、その意義、役割等が示されております。教育委員会では、その運営が安全かつ適切に行われるよう、毎年年度初めに、各市立中学校長宛てに、学校や地域の実態に応じ土曜日や日曜日等どちらかは休養日に設定するなど、適切で計画的な運営が図られるよう通知しているところでございます。

しかしながら、近年、公式的な大会や競技会等が多数開催され、その参加に向けての練習等が



増加している傾向にあり、休養日の設定が困難となっている現実もございます。

教育委員会といたしましては、教員の負担軽減だけではなく、生徒の安全・健康面への配慮という観点から、通知の徹底を図るとともに、昨年度、運動部顧問への実態調査等を行い、今年度、「川崎市立中学校部活動検討専門会議」を設置し、部活動における様々な課題を取り上げ、その適正化に向けての対応を検討しているところでございます。

今後、文部科学省においても、来年度末に向けて、部活動ガイドラインを示す方針とされていることから、国の動向も踏まえ、部活動の適正化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 共産党 石川議員（6月17日） ■

### ◆ 宮前平駅改修に伴う図書返却ポストの設置について

#### ◎質問

東急電鉄(株)との協定の目的は、「相互に情報や意見の交換に努め、緊密に連携協力し、対象地域における誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりの実現をめざす」とあることから、宮前平駅の改修がより住民にとっても生活環境の向上になるように、東急電鉄(株)と協議するよう求めておきます。具体的な要望として、宮前平駅への図書返却ポストの設置について、教育次長に伺います。

わが党の今年度予算要望でも要望しましたが、今回は、新しい条件として、宮前平駅の改修が加わりました。田園都市線の駅施設には、すでに横浜市の返却ポストが、たまプラーザ駅、青葉台駅、市ヶ尾駅ですでに設置されていて、駅施設への返却ポストの設置は、東急電鉄さんの理解も可能だと思います。宮前平駅の駅施設の改修の機会を捉え、教育委員会として、図書返却ポストの設置を検討すべきと思いますが、伺います。

#### ◎答弁

市立図書館の返却ポストにつきましては、図書館の開館時間外にも図書資料を返却できるよう、各図書館や図書館分館に設置しているほか、図書館施設以外にも、行政サービスコーナーなど市内5ヶ所に設置しております。

宮前区におきましては、宮前図書館や鷺沼行政サービスコーナーのほか、有馬・野川生涯学習支援施設に設置しているところでございます。

宮前平駅への返却ポストの設置等につきましては、鉄道事業者との調整などの課題もございますが、その実現の可能性について検討してまいりたいと存じます。

## ■ 一般質問 自民党 老沼議員（6月17日） ■

### ◆ 食農教育事業について

#### ◎質問

次に、食農教育事業について教育委員会並びに経済労働局に伺います。

近年の「食」に関する環境は、外部化・簡素化・多様化によって豊かさを増しています。食べたい時に外食し、選択肢も街中に溢れています。その一方で生産の現場と消費の場面は距離が遠くなったことも事実であります。

都市農業の持つ優位性は生産と消費の距離を限りなく接近させられる点にあります。この「食育」と「都市農業」を結びつけ、教育する「食農教育」は多面的な長所を持っていると考えます。

まず「子ども達が口にする食べ物の生産・育成過程を知る。収穫時期を知る・収穫、調理工程」までを実体験を通じて学ぶことが出来る。

また、幼少期から農業に携わることで、就農者の増大も見込めます。現在、後継者不足を大きな課題としている農業分野にとって「援農ボランティア事業・市民農園推進」によるシニア層の取り込みだけでなく、若者層の就農を加速させる手段ともなりえます。

年間を通じて農作物を一連の流れで学習する「食農教育事業」の可能性について経済労働局長・教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

農業体験活動は、食育の一つとして、実体験を通じて農作物の生産過程や農家の生活等、農業を理解するなど意義あるものとして考えております。

小学校では、お茶の栽培、茶摘み、製茶の取組、中学校での大豆の栽培、収穫、味噌づくりの体験等、学区の環境や学校の実態に応じて生産と消費の距離を近づけるよう工夫している取組事例がございます。

体験した児童生徒からは、「自分で育てたものを食べることができて、うれしかった。親戚も農業に携わっているのだから、自分も将来農業に関わってみたい。」「農家のみなさんの温かさに触れ、自分もやさしくなれた。」などの感想がございます。

このような活動は、児童生徒が収穫するまでの大変さや喜びを感じ、農業に携わる方々の存在を強く意識し、感謝する心を育むために、意義のある活動であると認識しておりますので、教育委員会といたしましては、このような取組を大切にしていきたいと思います。

### ■ 一般質問 共産党 勝又議員（6月17日） ■

#### ◆ 遺跡の保存について

##### ◎質 問①

現在東百合丘3丁目で遺跡の発掘調査が行われています。

市教育委員会が主催して発掘調査現地説明会が5月28日に行われました。周辺住民の方々を始め80人ももの市民の皆さんが参加され、関心の高さを感じました。教育委員会の専門職員の方の説明によれば、この場所は緑の豊かな丘陵地帯の一部で、現場の標高は100m、東側に隣接する宮前区潮見台は、その名が示すように、昔は天気が良ければ横浜の海がキラキラ光って見えるほど素晴らしいところだったと話されました。

発掘調査により、これまでどのような遺跡や文化財が確認されているのでしょうか。それらはどのような歴史的な意味をもつと考えられるのか、伺います。今後さらに調査が進められたなら、どのようなことが考えられるのかについて、伺います。

##### ◎答 弁

本遺跡は、教育委員会が本年4月25日から発掘調査を実施しておりますが、現在のところ、今から約9,000年から7,000年前の縄文時代早期と呼ばれる時期の土坑(どこう)4基、土器片(どきへん)400点以上、石(せき)鏃(ぞく)1点などを発見しております。また、形状の特徴から、中世に掘られたと考えられる溝状(みぞじょう)遺構(いこう)1条も発見しております。

今回発見した遺構・遺物は、遺跡が所在する麻生区東百合丘周辺の歴史を明らかにすることができる貴重な歴史資産であると考えております。

##### ◎質 問②

現地調査に参加した人たちの感想では、今、お話があったように、遺構は9000年も前のもので、水を流す掘割と野生のシカやイノシシをとらえるための落とし穴があり、たくさんの土器の破片や矢じりがみついていることから、山の上に縄文人の集落があったのではないかとわれ

ます。ところが、その場所は調査を行う以前にすでに、土地が掘り起こされていました。山頂を削る前に調査していたらもっと詳しいことが分かったはずで残念だ、とっておられました。

また、別の方は、V字型に彫りこまれた「溝」について、等間隔の円筒状の穴が見えた。

これは道の滑り止め、また車を押し上げる際の構造と似ていることなどから、調査がさらに深い層に進めることに期待をしているとのことでした。

今後、地元の住民の方々や専門家・関心のある方の意見や提案も取り入れ、発掘調査に生かしていくことも必要と思います。

現地説明会には、家族連れの参加者も目立ち、子どもたちは出土した時のかけらを手にとって、興味深そうに見つめていました。地域の貴重な遺跡を保存して後世に伝えることはとても重要です。

土地に埋蔵されている文化財=埋蔵文化財は貴重な国民の共通財産です。大切に保存するとともに、できるだけ公開するなどの活用に努力することが大事です。十分な発掘調査や発掘された遺跡や出土品の保存・活用を行っていくための取り組みについて伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会では、川崎市文化財保護活用計画を策定するとともに、これまで貴重な歴史資産である遺跡や埋蔵文化財を後世に伝えていくため、小学校出前授業、親子体験教室、発掘調査現地説明会など、市民が地域の歴史に触れ、郷土への愛着・誇りを育む取組を行ってまいりました。

東百合丘三丁目遺跡から発見した埋蔵文化財につきましても、展示会や講座、出前授業などで積極的な活用を進め、貴重な歴史資産として地域に還元してまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問 公明党 河野議員（6月17日） ■

#### ◆ 市立小学校並びに「わくわくプラザ」の緊急対応について

##### ◎質 問①

次に、市立小学校並びに「わくわくプラザ」の緊急時対応について伺います。

先日6月2日、市立菅小学校において原因が不明の電気機器不全による停電が発生し、復旧作業に時間を要する為、翌6月3日、菅小学校は臨時休業、わくわくプラザも閉室となりました。

停電が発生したのが午後5時30分ごろだった為、保護者への連絡は、一斉メールにて午後10時30分頃の一斉配信のみの連絡となった様子です。

困惑された保護者の方から様々な連絡を頂くこととなってしまいました。

今回の様な機器不全は過去の例が無いとの事でまだ、原因が特定できていないようですが、他の市立の約170校でも発生するかもしれない停電事例なのか教育次長に伺います。

##### ◎答 弁

今回の停電につきましては、学校の高圧設備に異常があった場合に、学校周辺の地域が停電になることを防ぐための電気機器の不具合により発生したものでございます。この電気機器は、点検業者が2ヶ月毎に定期点検を行っており、前回は4月15日に行い、問題なしとの報告を受けたところでございます。

点検業者及び修理業者によりますと、今回の電気機器の不具合は、極めて稀（まれ）なケースであるとの報告を受けておりますが、他の学校においても起こりうることから、現在行っている原因調査の結果に基づき、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

##### ◎質 問②

夜間の緊急一斉メールでの連絡で、また停電の為、学校への電話問い合わせが受けられない状

態でした。

夜間のメールに気が付かず、翌朝、出勤直前に知り、子どもの預け先の確保に大変な思いをされた方もいました。

そんな中、ある民間の放課後支援施設は、通常は午後2時の開所時間を急遽午前8時に早め児童77名の対応をされたそうです。

学校が電話による問い合わせ対応が出来ない状態にある場合、区役所等での電話対応窓口を臨時設置するなど、今後の対応について伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会といたしましては、学校からの情報発信をわかりやすく行うとともに、学校が電話での問い合わせ等に対応が出来ない状態にある場合は、状況を的確に把握した上で、メール配信の際に問い合わせ先を付記するなど、その手法について検討してまいりたいと考えております。

#### ◎質 問③

今回、急なメールについて、保護者の中には「テロ」を疑ったり、何者かによるイタズラメールでないの?と疑い、事実なのかを確認する為に市のホームページの情報や区役所に問い合わせるも、理解できる情報案内が得られずさらに困惑した、という声もありました。

地域見守り支援センターの窓口や民生児童委員等への情報共有も重要です。メールニュースかわさきで緊急停電発生情報を発信するなどし、経過も含め適切な情報共有も重要です。今後の取組を伺います。

#### ◎答 弁

地域で発生している課題を迅速に把握し、関係者間のネットワークを活用して情報を共有すること、及びその情報を必要に応じて地域の皆様に発信していくことは、「地域力の向上」という観点からも、非常に重要なことであると認識しているところでございます。

学校に係わる情報につきましては、学校からの情報発信をわかりやすく適宜行うとともに、より有効な地域との情報共有と発信方法について、検討してまいりたいと考えております。

#### ◆ 生田緑地におけるパークマネージメントの取組みについて並びに日本民家園開園50周年の取組みについて

#### ◎質 問①

50周年にあわせ、案内表示対応や古民家の説明の多言語対応、また、トイレ設備の改善など今後の取組について伺います。

園路についてですが、25の古民家を回ると約1キロ以上の園路を歩くこととなります。

雨の後は、滑りやすい箇所や段差があり車イス等での通行には課題のある箇所がありました。改善が求められますが、今後の取組を伺います。

#### ◎答 弁

日本民家園では来年度の開園50周年に向けて、ソフト面の取組として、スマートフォンを活用した4ヶ国語対応の音声ガイドを導入し、古民家の解説や園内の案内を行うとともに、写真集やポストカード等のおみやげの充実を図る予定でございまして、外国人も含めた利用者のサービス向上に取り組んでまいります。

また、ハード面につきましては、本館の常設展示室をリニューアルして企画展示室を整備し、50周年の企画展示を開催できるよう、施設整備を行ってまいります。園路の改善につきましては、来園者の皆様の安全性や利便性を確保するため、必要な箇所を優先的に補修していく予定です。

ございます。

今後とも全国に誇りうる古民家博物館としてソフト・ハード両面から事業を充実させるとともに、国内外への魅力発信に努めてまいります。

#### ◎質 問②

日本民家園の古民家には、国・県・市の重要文化財に指定された貴重な文化財が多数あります。これらや市内に点在する有形無形の貴重な文化財などを総合的に整備、活用する事は地域の魅力発信につながります。

文化庁は、日本遺産を2020年までに100件程度認定し、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備する等のプログラムを出しています。本市からも地域型の日本遺産への申請の取組を提案します。教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

文化庁は、地域に点在する有形・無形の文化財を包括的にとらえて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定する仕組みを平成26年度に創設し、歴史的魅力に溢れた文化財群を、地域主体で総合的に整備・活用することを目指しています。

本市では平成25年度に、日本遺産の地域型での認定申請要件の一つである歴史文化基本構想に該当する川崎市文化財保護活用計画を策定しております。

この計画に基づいて、有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から「一定のまとまり」としてとらえた複数の文化財等を、地域の歴史や文化を語る重要な資源として、総合的な保護活用を推進しているところでございます。

日本遺産として認定されるストーリーは、歴史的経緯や地域の風習に根差し、世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたもので、単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこととされております。

日本遺産への申請を検討するにあたりましては、これまでの取組や地域の特性を踏まえ、関連文化財群の設定に向けて調査研究を行ってまいります。

### ■ 一般質問 民主みらい 松井議員（6月17日） ■

#### ◆ 子供の体力向上課題対策プロジェクトについて

#### ◎質 問①

最初に、子どもの体力は、昭和60年頃と比較すると下げ止まりつつあるものの依然として低い水準にあると仄聞しています。そこで、子どもの体力向上への本市の取組と本市小学生の体力の現状について教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会では、「地域を活用した学校丸ごと子供の体力向上推進事業」として、子ども達が運動をする楽しさやできる喜びを味わい、生涯にわたって運動に親しむための資質や能力を培うことができるよう、地域の外部指導者を活用した体育学習の充実を図っております。

また、休み時間等を活用し運動の日常化を目的としたキラキラタイムを設定し、外遊びや長縄跳びなど運動に取り組める環境を整備し、子どもの体力向上に努めているところでございます。

本市の子どもの体力の現状につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によりますと、全体としては、徐々に向上しておりますが、ここ数年は、横ばいの状態になっており、全国平均を下回る状況でございます。

### ◎質問②

次に、スポーツ庁が平成28年度から実施している「子どもの体力向上課題プロジェクト」の内容について伺います。

### ◎答 弁

本事業につきましては、スポーツ庁が今年度から実施しており、事業目的といたしましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で明らかになった課題等への対応策について、それぞれの課題ごとに、実践研究、プログラム開発等を行い、その結果を広く周知し、全国の体力向上施策の改善に資するものでございます。

事業内容につきましては、民間団体、大学等を対象とした「体力低下種目等の課題対策プログラムの開発等」と、地方公共団体等を対象とした「体力向上のためのPDCAの実践研究」の内容で実施するものでございます。

本市では、本年度「体力向上のためのPDCAの実践研究」を受託しております。

### ◎質問③

次に、「子どもの体力向上課題プロジェクト」について、本市の取組状況について伺います。

### ◎答 弁

本市では、これまでも、子どもの体力の現状と課題を整理し、PDCAサイクルに基づいた体力向上プランを示すため、大学、スポーツ団体、学校、教育委員会等関係機関でコンソーシアムと呼ばれる組織をつくり、体力向上に努めてきたところでございます。

本年度の取組といたしましては、小学校3校を研究推進校に指定し、新体力テストに加え、年3回、測定機器を装着した1分間縄跳びを活用し、体力測定を行い、従来の測定項目に加え、リズム、タイミングなどのデータも取得し、分析した結果を子ども達に返し、授業でフィードバックすることで、運動に対する意欲を高めるとともに、運動への取組方法について助言してまいります。

また、引き続き、体育学習やキラキラタイムで、コンソーシアムから派遣される外部指導者が運動指導を行っていくことで、体力の向上を図ってまいります。

### ◎質問④

次に、本市が「子どもの体力向上課題プロジェクト」の一環として実施する1分間縄跳びを採用した理由、期待する成果について伺います。また、他の小学校への展開について伺います。

### ◎答 弁

1分間縄跳びによる体力測定は、新体力テストとは異なり、測定機器を腰に装着することで、リズムやバランス等運動神経系のデータを効率的に取得できることがメリットとして考えられます。また、縄跳びは、子ども達にとっても取り組みやすく、馴染みやすい運動であることから、運動への意欲づけが図れるものと考えております。

今後の他の学校への展開についてですが、各推進校における実践報告をもとに成果を検証し、新体力テストとの関連性をみながら、考察してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 共産党 宗田議員（6月17日） ■

### ◆ 消費増税に伴う給食費について

### ◎質問

消費税10%増税時の歳出の負担増は、一般会計は30億円の支出増、特別会計2億円の増、企業会計15億円の増で約46億円の支出の増加。特に、企業会計の中の上下水道、公立病院、公立学校の給食、市バスのなどへの負担増は、どう対処するのでしょうか。公立学校の給食費はどうなるのか、教育次長に伺います。

**◎答 弁**

消費税率が8%に改定された平成26年度につきましては、献立の工夫などで対応し、学校給食費の改定は実施いたしませんでしたが、近年、学校給食用食材の価格は上昇している状況がございます。

消費税率が10%に改定された際の学校給食費の対応につきましては、給食運営の安定化、学校給食の充実等を考慮した適切な額について、食材の価格の推移や他都市の動向なども注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 自民党 吉沢議員（6月17日） ■

◆ 子どもの貧困対策について

**◎質 問**

平成29年といえば、県費負担教職員が本市に移管される年であり、教育大綱に明記された本市の教育理念を名実ともに実現に向けて動き出せる年であるとも言えます。学習支援に携わる方に「中宇3年生で足し算引き算ができない子、割算ができないからワリカンができず、友達とファミレスに行けない高校生もいるんです」と伺いました。現代の日本、川崎市にそういう子どもがいるという事実には愕然とするとともに義務教育とは何ぞやと思う次第です。日本において、子どもは等しく教育を受ける権利を有し、大人は学齢期にある子どもに教育を施す義務を有するはずで、学力が未成熟なままで「卒業」させることが果たして本当に良いのか、という根本が問われますが、その判断も含めて教育が子どもを貧困から救う力は計り知れませんが、それは生活保護世帯の学習支援のみではないはずで、「子どもの貧困対策に関する大綱」の基本方針では「学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進するとされています。「自立」と「生きる力」は本市の教育理念の柱ですが、大綱の基本方針に対する教育長の見解を伺います。また、教育が子どもの貧困対策にどう寄与できるとお考えか、伺います。

**◎答 弁**

「子供の貧困対策に関する大綱」では、基本方針の中で、「教育の支援」として、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け総合的に対策を推進する旨が示されており、貧困の連鎖を断ち、すべての子どもたちが夢や希望を抱いて充実した人生を歩める社会を構築することは重要であると考えております。

現在、教育委員会では、就学援助や高校奨学金による経済的負担の軽減や、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」など少人数指導の充実による学力保障、スクールソーシャルワーカーの適切な配置・活用による、福祉部門や医療機関等との連携強化、相談対応の充実などの教育施策を実施しているところでございます。

教育委員会といたしましては、これら施策を通じ、関係局と連携を図りながら、子どもの貧困対策の柱の一つである教育の機会均等を保障することで、子どもたちの将来の社会的自立に必要な能力・態度、共生・協働の精神と実践力を育てまいりたいと考えております。

■ 一般質問 公明党 田村議員（6月17日） ■

◆ 発達障害児支援策について

◎質問

親の会の皆様からは大変に喜ばれています。

このカードについての見解を伺います。学校での対応について伺います。発達障害の理解を深めていくことが重要ですが、職員・保護者への周知方法について現状と今後の取組を伺います。

◎答弁

発達障害のある方にとって、サポートカードは、日常の様々な場面で周囲の理解、協力を得るための有効な手立てとなるものと認識しております。学校においても、障害のある児童生徒がこれまで以上に、安心して生活できるよう、サポートカードの意味や使用方法について周知を図ることは必要な取組であると考えているところでございます。

これまで、通級指導教室担当者会や特別支援教育コーディネーター連絡会議においてチラシを配布し、その活用について周知を図ったところでございます。

また、総合教育センター相談室にもチラシを置いて、来所した保護者に必要に応じてサポートカードをお渡しできるようにしているところでございます。

今後、教職員にも、サポートカードについての理解が図られるよう手立てを検討してまいりたいと存じます。

■ 一般質問 無所属 月本議員（6月17日） ■

◆ 主権者教育について

◎質問①

そもそも主権者教育は18歳選挙権になるかどうか以前から進められているべき話なのですが、われわれ議会を除けば、教育委員会と選挙管理委員会のそれぞれの立場で事業が進められています。

昨年9月に発表され、10月に配布された高校副教材「私たちが拓く日本の未来」というのがありますが、非常に内容が難しく、我々でやっと読み解けるものを高校生に、しかもこんなに分厚いものを身につけようというのはかなり無理があると思います。

しかしながら、18歳選挙権を考えると、今春卒業した当時の高校3年生と現在の高校3年生のうち7月11日までに生まれた生徒は該当するため、わずかな間での対応が必要だったと考えます。

高校副教材の活用のために教育委員会として「主権者教育の手引き」を作成し、教員の研修を進めて来ていますが、今年の参議院選挙の新有権者に該当する2つの学年の生徒に対し、喫緊ゆえに取り組んできた内容について伺います。

まず、選挙権年齢の2年の引き下げに伴い、高校副教材の活用や選挙管理委員会が行う出前講座との連携も踏まえ、どのまうな対応を進めて来たか、教育長に伺います。

◎答弁（教育長）

市立高等学校では総務省・文部科学省発行の副教材を活用して主権者教育に取り組んでおります。特に現在の3年生と今春の卒業生に関しましては、今夏の参議院選挙に向けて、公職選挙法に抵触することなく、主体的に選挙に参加できるように指導してまいりました。具体的には、副教材のQ&A等を活用し、同じクラスでも選挙運動ができる生徒とできない生徒がいること、選挙運動におけるチラシの配布やSNSの利用等に関する留意事項について指導してまいりました。

また、選挙管理委員会の出前講座につきましても選挙制度についての理解を深め、政治や選挙



に関する意識の向上を図るため、昨年12月から本年5月にかけて実施いたしました。

### ◎質問②

続いて、教員の研修状況について伺います。主権者教育自体としては、平成23年12月に出された総務省の常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書が基本的な考え方になっているわけで、昨年から急にどうしたものではありません。ただ、18歳選挙権になるということは18歳で選挙運動ができるわけで、同時に違反の可能性があります。

昨年の12月に私が教育長にちょっと意地悪と思われても仕方がない公職選挙法の質問をしたところ、見事にお答えいただきましたが、教員が公職選挙法をしっかりとっておかないと、生徒が犯罪者になってしまう危険性があります。

数回の研修会が開催されたと聞いていますが、少中高全体会と高校教員の分科会での内容の違いがあると思います。そこで、高校教員向けの分科会では、まもなく有権者、あるいはすでに有権者という生徒に対する指導を進める上で特別な内容があればお聞かせ下さい。

### ◎答 弁（教育長）

平成28年2月に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の主権者教育担当者を対象にして教育委員会が作成した主権者教育の手引きをもとに研修を実施いたしました。

特に高等学校分科会におきましては、平成27年10月の文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」に関する説明を行っております。内容といたしましては、政治的教養の教育の必要性や政治的中立性の確保、冷静で理性的な議論の過程の重視等の学習指導上の留意事項、校内における生徒の政治的活動等の制限、インターネットを利用した政治的活動等について改めて周知を図ったところでございます。

### ◎質問③

次に、主権者教育を進める上での学校の体制について伺います。

主権者教育は社会科で担当することが中心になって来ていると思いますが、主権者教育の本来の目的からすると、社会科の教員が核になるものの、学校全体で取り組んでいくことが望ましいと考えます。

現在、「次世代の学校・地域」創生プラン(通称:馳プラン)では、「チーム学校」という考え方で、学校と地域の一体改革による地域創生が進められようとしています。

そもそも主権者教育は社会科の授業を始めとした学校の授業のみならず、地域と学校が一体になって取り組んでいく典型的なテーマの一つです。

また、馳プランの中には、学校の組織運営改革のなかで、「専門性に基づくチーム体制の構築」が記されています。

これまで、主権者教育を総合的な観点で捉えるというより、個々での取組事例を取り上げている部分が多く、決してこの分野の専門家がサポートしているわけではないと考えられます。

そこで、チーム学校としての専門家の登用についても検討すべきと考えます。

例えば、サッカーをしたことない先生がサッカー部の顧問をしているケースから、部活の顧問を外部の人に依頼するケースや、スクールカウンセラーの登用やICT専門員なども同様です。

特に高等学校は、まもなく有権者やすでに有権者という生徒たちですので、公選法の難しい解釈を聞かれた場合の対応もあるため、主権者教育について教員や学校をサポートする専門的な人材の確保も検討すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

### ◎答 弁

主権者教育は、学校全体で取り組むものであり、全ての教員が指導できる知識を身につけてお

く必要があると考えております。

特に高校生に関しましては、選挙運動等に係る留意事項の指導も重要であり、個々の事案につきましては、平成 27 年 10 月の文部科学省の通知や、通知に関する生徒指導関係者向け Q & A、総務省・文部科学省発行の副教材等を活用して対応してまいりますが、公職選挙法等の専門的な内容も含まれておりますので、その点につきましては選挙管理委員会や弁護士会等と連携して対応できるように努めてまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 無所属 添田議員（6月17日） ■

### ◆ 小中学校の朝食摂取状況について

#### ◎質問①

調査手法の関係で小6と中3のみの結果と聞かすが、彼らの朝食摂取率及び未摂取率とその人数を伺います。

#### ◎答弁

平成 27 年度に実施された全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査の「朝食を毎日食べていますか」という質問におきまして、市立小学校6年生、11,210 人のうち、「している・どちらかといえばしている」と回答した割合と人数は、94.8%、10,632 人、「あまりしていない・全くしていない」は、5.1%、575 人、

市立中学校3年生、9,240 人のうち「している・どちらかといえばしている」と回答した割合と人数は、91.1%、8,424 人、「あまりしていない・全くしていない」は、8.8%、809 人でございます。

#### ◎質問②

本市独自で、その一つ下の小5と中2を調査したと聞きました。その調査結果における朝食摂取率と人数及び未摂取率と人数を伺います。

#### ◎答弁

平成 27 年度に実施した川崎市学習状況調査の「生活や学習に関するアンケート」の「毎日、朝食を食べますか」という質問におきまして、市立小学校5年生、11,344 人のうち、「必ず食べる・たいてい食べる」と回答した割合と人数は、95.5%、10,833 人、「食べないことが多い・食べない」は、4.0%、453 人、

市立中学校2年生、9,126 人のうち「必ず食べる・たいてい食べる」と回答した割合と人数は、90.9%、8,296 人、「食べないことが多い・食べない」は、8.7%、794 人でございます。

#### ◎質問③

今後の給食事業に関し地場産野菜の使用についての展望を伺います。

#### ◎答弁

全国学力・学習状況調査から、小学校6年生では、朝食を毎日食べている児童の平均正答率は 64.9%、全く食べていない児童の平均正答率は 46.5%であり、中学校3年生では、それぞれ 62.3%、48.6%でございます。

また、川崎市学習状況調査から、小学校5年生では、朝食を必ず食べている児童のうち、「勉強が好きだ・どちらかといえば好きだ」と回答した児童の割合は 72.6%、食べていない児童のうち、「勉強が好きだ・どちらかといえば好きだ」と回答した児童の割合は 43.1%であり、中学校2年

生では、それぞれ 33.8%、16.9%でございます。

このことから、朝食を食べている児童生徒の方が、平均正答率が高く、また、「勉強が好きだ」と回答している割合が高い状況でございます。

しかしながら、市内産野菜につきましては供給量等に課題がございますので、今後も可能な範囲で使用してまいりたいと考えております。

#### ◎質問③

朝食摂取と学力との相関関係と、朝食摂取と学習への好感度との相関関係を伺います。

#### ◎答 弁

本市の大学奨学金の制度につきましては、川崎市大学奨学金貸付条例第1条に規定している目的に則って、無利子で貸付を行っており、学資の支弁が困難である学生にとって有意義なものとして認識しております。

御紹介いただきました制度につきましては、それぞれの自治体におきまして、地域の特性に沿った施策を展開しているものと考えております。

#### ◎質問④

一方、子どもたちにとって、学習や運動以外に、学校生活で重要なことは、遊びや校内清掃、イベント等、学校というものを総合的に見て、「そもそも学校が楽しいか」ということです。それについても、朝食との関係性はあるか伺います。

#### ◎答 弁

川崎市学習状況調査から、小学校5年生では、朝食を必ず食べている児童のうち、「学校が楽しい・どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合は93.2%、食べていない児童のうち、「学校が楽しい・どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合は72.8%であり、中学校2年生では、それぞれ91.7%、78.6%でございます。

このことから、朝食を必ず食べている児童生徒の方が「学校が楽しい・どちらかといえば楽しい」と回答している割合が高い状況でございます。

#### ◎質問⑤

朝食摂取と学力や学校生活との関係について、どのような考えか伺います。

#### ◎答 弁

これらの調査結果からは、朝食摂取と学力や学校生活との因果関係は明らかにはなりません。これらのことはデータ上は関連がみられることから、朝食をとることは、基本的な生活習慣を確立する上でも重要なことと考えております。

#### ◎質問⑥

現状では学校教育の中で朝食摂取の重要性についてどのような指導をとってきたか伺います。

#### ◎答 弁

学校におきましては、食に関する指導計画を策定し、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、特別活動の時間等の授業の中で、生活リズムや朝食を食べることの大切さなどについて指導を行っているところでございます。

特に、体育科、保健体育科におきましては、体の発育・発達や健康の保持増進のために、食事、

運動、休養・睡眠の調和のとれた生活を続けることの必要性について指導しております。

子どもたちが一日を元気でスタートするための朝食は重要な役割を担っていることから、今後につきましても教育活動において、子どもたちの朝食をしっかりと食べようとする態度を育ててまいりたいと考えております。

#### ◎質問⑦

やはり、子どもの朝食摂取に対して監督責任を負う、保護者に対しての情報提供が重要だが、見解と展望を伺います。

#### ◎答 弁

朝食につきましても、各家庭における生活習慣と切り離せない課題でございますので、学校におきましては、保護者への便りに朝食の効果などの記事を掲載するとともに、保護者が集まる様々な機会を捉え、朝食を含めた食に関する情報の提供を行うなど、家庭との連携に努めているところでございます。

子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付けることは、生涯にわたる健全な食生活の実践につながることから、今後も朝食を摂取する割合を100%に近づけられるよう、子どもたちが朝食の大切さを知り、望ましい生活リズムを身に付けるような取組を、保護者に対し継続的に進めてまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問 公明党 浜田議員（6月20日） ■

#### ◆ 学校での熱中症対策について

##### ◎質問①

学校での熱中症対策について伺います。

この5月23日には、お隣の東大田区西馬込の中学で、体育の授業で熱中症になった女子生徒7人が救急搬送されたということがニュースとなっていました。

その翌日の5月24日には、東大阪市の中学でバドミントン部の練習中に熱中症から脳梗塞となった女子生徒が、後遺症が残ったとして、市に5600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であり、411万円の支払いが命じられたというニュースがありました。

学校での熱中症対策が重要な課題となっていると感じました。

日本教育新聞では、山梨県甲斐市教育委員会の課長さんの言葉として、「本市ではエアコンに頼り過ぎない、暑さ、寒さの変化に対応できる丈夫な体づくりを進めていることもあり、いつでも子どもたちが冷たい水を摂取できる意味は大きい」として、学校での熱中症対策として冷水器を導入していることが紹介されています。

本市では、小中高校において、熱中症対策として、どのようなことを行なっているのか伺います。

具体的な取り組みと、それに対して、どれくらいの経費をかけているのかについても伺います。

##### ◎答 弁

教育委員会では、今年度当初より各市立学校に対して、熱中症事故等の防止についての文書を4回発出し、炎天下や湿度の高い状況での活動においては、子どもたちの健康状態をこまめに把握し、熱中症事故が発生しないよう教職員への周知徹底を図っているところでございます。

また、熱中症予防のため環境省が日々発表している暑さ指数が30度前後と予想される場合には、熱中症の危険性が高いため、各学校に対しメール配信による注意喚起を行い、事故の防止に努めております。

さらに、本年4月21日に行った川崎市立中学校部活動指導者連絡協議会におきましては、運動部活動顧問を対象に、専門家を招いての熱中症対策の研修を実施したところでございます。

熱中症の予防としては、こまめに水分・塩分、経口補水液などを補給することが重要であることから、教育委員会では、昨年度、各種体育大会における対策としてスポーツドリンク粉末等の購入に約21万円、各学校での対策として経口補水液の購入に約56万円を支出しております。

そのほか、各学校におきましては、教育委員会から配当した消耗品費により、スポーツドリンク粉末等を購入し、熱中症予防に努めているところでございます。

#### ◎質問②

地球温暖化の影響かと思われませんが、最近の夏の暑さは大変に厳しいものがあり、熱中症による救急搬送も発生しているようです。

日本教育新聞によりますと、東京都江東区では、学校への冷水器の導入を校舎の新築や改築の時に合わせて、段階的に行っているようです。

すでに導入した小学校の副校長は、冷水器のメリットについて、「夏場は休み時間になると行列ができるほど」とコメントされています。

同様に、山梨県甲斐市や埼玉県上尾市、千葉県流山市などでの学校への冷水器の導入事例も、日本教育新聞で紹介されています。

本市でも、熱中症対策として冷水器の導入を検討すべきと思いますが、見解を伺います。

#### ◎答弁

熱中症の予防には、暑さを避けることも重要であると認識しており、これまで本市では、全市立学校の普通教室に空調設備を設置し、児童生徒がより快適な環境で学習ができるように努めてきたところでございます。

また、各学校におきましては、水飲み場における水分補給に加えて、必要に応じて家庭からの水筒の持参をすすめ、こまめな水分補給を促しているところでございます。

学校への冷水器の導入につきましては、冷水による予防の効果や児童生徒数に見合った設置台数、導入に伴うコスト等、様々な課題があると考えております。

いずれにいたしましても、他都市の状況も参考にしながら、今後も引き続き、子どもたちの健康状態を把握し、熱中症予防についての適切な指導を行い、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問 民主みらい 山田議員（6月20日） ■

#### ◆ 組み体操の課題について

##### ◎質問①

電子辞書によれば「組み立て体操」（くみたてたいそう）とは、体操を基礎にして、一般には道具を使用せず人間の体を用いて行う集団芸術であり、日本では学校の運動会や体育祭でしばしば披露されるマ스ゲームの一種である。一般的には「組体操」の呼称が定着しているとあります。

最近、この組み体操を巡る事故について文部科学大臣への手紙や、事故の報道等も散見されています。本市では、春の運動会・体育祭など先週で一段落したと仄聞していますが、本市における平成27年度および28年度の現時点における、組み体操の実施状況について、「ピラミッド」や肩の上に立って円塔をつくる「タワー」別、段数別の実施校数、および、未実施校数についてそれぞれ小学校・中学校・高等学校別に伺います。

##### ◎答弁

平成27年度において、小学校では、113校中89校が組体操を実施しております。そのうち、

ピラミッドを実施した学校は72校で、段数の内訳は、2段3校、3段18校、4段23校、5段11校、6段12校、7段5校でございます。

タワーを実施した学校は73校で、段数の内訳は、2段2校、3段57校、4段12校、5段2校となっております。

実施しなかった学校は、24校でございます。

中学校では、52校中50校が組体操を実施しております。そのうち、ピラミッドを実施した学校は47校で、段数の内訳は、3段1校、4段3校、5段31校、6段4校、7段1校、8段7校でございます。

タワーを実施した学校は42校で、段数の内訳は、3段17校、4段20校、5段5校となっております。

実施しなかった学校は、2校でございます。

高等学校では、5校中2校が組体操を実施しております。そのうち、ピラミッドを実施した学校は2校で、段数の内訳は、6段1校、8段1校でございます。

タワーを実施した学校は1校で、段数は5段でございます。

実施しなかった学校は3校でございます。

次に、平成28年度の組体操の実施状況でございますが、6月11日現在、小学校では、すでに61校が実施しており、今後3校が実施する予定でございます。実施している学校のうち、ピラミッドを実施した学校は49校で、段数の内訳は、2段3校、3段38校、4段3校、5段4校、6段1校でございます。

タワーを実施した学校は34校で、段数の内訳は、2段10校、3段19校、4段5校となっております。

実施しなかった学校は49校でございます。

中学校では、47校が組体操を実施し、今後2校が実施する予定でございます。実施している学校のうち、ピラミッドを実施した学校は39校で、段数の内訳は、3段2校、4段8校、5段27校、7段1校、8段1校でございます。

タワーを実施した学校は37校で、段数の内訳は、2段3校、3段19校、4段15校となっております。

実施しなかった学校は、3校でございます。

高等学校では、1校が今後、組体操の実施を計画しており、実施しない学校が4校でございます。実施校は、現在計画を作成中で、現時点では、段数は未定でございます。

## ◎質問②

次に、27年度・28年度における事故状況について、特に骨折事故の学校別、各区分、骨折部位別の件数について伺います。

## ◎答弁

平成27年度の事故件数は、小学校3件、中学校7件でございます。区分では、川崎区1件、中原区2件、高津区1件、宮前区1件、麻生区5件となっております。骨折の部位別では、腕3件、手首2件、手の指2件、足の指2件、股関節1件となっております。

平成28年度の事故件数は、6月11日現在で中学校3件でございます。区分では幸区2件、麻生区1件となっております。骨折の部位別では、腕1件、手の指1件、足の指1件となっております。

## ◎質問③

次に、この事故はいつの時点で発生したのか、練習中、体育祭等の当日別について、先ほど報

告いただいた区別ごとの状況について伺います。

**◎答 弁**

平成27年度の事故10件は、すべて練習中に発生しております。平成28年度の事故3件のうち、体育祭当日に幸区で1件、練習時に幸区と麻生区で1件ずつ発生したものでございます。

**◎質 問④**

次に、学校でのいろいろな事故に対する保険加入について伺います。保険の種類、保険料の保護者・学校等の負担割合、保険の適用範囲について伺います。生徒の加入率について伺います。

**◎答 弁**

市立学校に在籍する児童生徒等の学校の管理下におけるけが等の災害に対しましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療費や見舞金の支給が行われているところでございます。

当該制度への加入につきましては、任意となっておりますが、今年度の加入率は、99.8%で、未加入は、0.2%となっており、家庭において別の保険に加入している等の理由によるものでございます。

また、本年度の共済掛金につきましては、小・中学校の場合を例にとりますと、年額 945 円で、このうち本市が 485 円を負担し、保護者の負担は 460 円になっており、生活保護世帯、就学援助受給世帯についての掛金は、本市が全額負担をしております。

なお、災害共済給付の範囲につきましては、授業中や課外活動中、休憩時間中、及び通学途中でのけが等が対象となっているところでございます。

**◎質 問⑤**

次に先ほど答弁いただいた27年度の骨折事故について保険等での対応実績について伺います。

**◎答 弁**

平成 27 年度の事故につきましては、10 件全てにおきまして、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療費が保護者に給付されております。

**◎質 問⑥**

次に、この組み体操における指導マニュアルの内容について伺います。統一したマニュアルがあるのか、あるとすれば危険度の高いタワーやピラミッドの事故防止の指導はどのように記載され、現場ではどのように対応されているのか伺います。

**◎答 弁**

教育委員会では、本年3月に、学校における新年度の運動会・体育祭に向けた取組に先駆けて、各市立学校長に対して「運動会・体育祭における組体操の取り扱いについて」通知し、「組体操における安全確保の留意点」を示したところでございます。

留意点といたしましては、児童生徒の実態、指導体制、事故防止の観点から取り扱いについて慎重に判断すること、自校における過去3年程度の組体操にかかわるけがの発生状況を確認し、十分な安全体制を確保すること、重篤な事故につながる可能性のある技の取り扱いについて、確実に安全な状態で実施できるか十分検討すること、特に小学校においては、児童の実情を踏まえ、危険度の高い技については、行わないことなどであり、その徹底を図ったところでございます。

合わせて、各学校に対して、安全性を重視した無理のない指導計画及び図解入りマニュアルを

作成し、指導のポイントや指導方法、緊急時の対応等について教員間で共通理解を図るよう求めたところでございます。

**◎質問⑦**

次に、本市事故例の原因分析および、各学校へお事例紹介や、再発防止策の水平展開の実績について伺います。

**◎答 弁**

事故の分析につきましては、平成 27 年度に、各学校における組体操の取組状況の調査を行い、事故の要因や背景を考察し、その結果を基に事故防止に向けて、「組体操における安全確保の留意点」を各学校に示したところでございます。

事例紹介につきましては、本市の事故事例に加え、スポーツ庁からの資料を合わせて各学校に情報提供したところでございます。

さらに、本年度「学校体育・保健体育科代表者会議」などにおきましても、組体操の事故の防止について、周知徹底を図ったところでございます。

**◎質問⑧**

次に、組み体操事故について文部科学省や神奈川県教育委員会から事故防止に対する通達等が出されているのか、その内容を含め伺います。

**◎答 弁**

スポーツ庁は、本年 3 月 25 日付けで、「組体操等による事故の防止について」を発出しております。

内容といたしましては、毎年度事故が発生している現状を踏まえ、実施に当たって、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築し、児童生徒の体力等の状況を踏まえた段階的・計画的な指導を行うことや、安全対策を確実に講じることなどが通知されております。

**◎質問⑨**

それぞれご答弁いただきましたが、この組み体操については、一歩間違えば重大災害につながる危険性もはらんでいます。東京都教育委員会では今年度、「ピラミッド」や「タワー」は危険性があるとして、都立の学校で休止し、市区町村の教育委員会に対しても、実施するか検討するよう求めていると仄聞しています。

一方、本市においては学校の歴史として伝統的に継続している実態もあると伺っています。教育委員会としての、報告事例を踏まえた組み体操および事故防止に対する見解と今後の対応について教育長に伺います。

**◎答 弁（教育長）**

教育委員会といたしましては、これまでも体育活動中の事故防止に取り組んでおりますが、依然として運動会・体育祭において、組体操による事故が発生していることは、大きな課題であると認識しております。

組体操を実施する場合には、児童生徒の実態と発達段階を考慮し、練習時間を適切に確保した計画的な指導を行うとともに、危険度の高い技については行わないなど、練習段階から安全面に留意した指導を徹底するなど事故防止に努めてまいります。



◆ 下小田中小校舎増築計画について

◎質問①

下小田中小学校が、児童の増加に伴い教室不足から校舎増築することになりました。計画にいたる以前から、老朽化し狭隘な体育館等の改築を実施することを繰り返し求めとりあげてきました。昨年、校舎増築と合わせ、体育館、屋上プールを合築整備することが決まりました。さらに6月の議会では、給食室の改修も併せて要望しましたが、それも増築校舎に新しく整備されることになりました。

5月27日には、校舎増築についての説明会が開かれましたが、参加者から出された意見や要望などについて、伺います。

◎答弁

『下小田中小学校校舎増築工事に伴う進捗状況報告会』につきましては、保護者や近隣の方々約60名に御参加いただき、工事スケジュールや増築校舎の配置計画などについて説明させていただいたところでございます。

参加者からは、工事期間中のグラウンド使用制限に伴う児童の運動スペースの確保や運動会の実施場所、地域への開放スペースの整備、工事期間中の安全確保などについて御意見や御要望をいただいております。

御意見・御要望につきましては、今後の設計業務や学校運営の参考とさせていただきたいと考えております。

◎質問②

既存校舎のトイレ改修や太陽光パネルの整備については、同様に検討されたのか、伺います。

6町会ある下小田中地域では、町内会館というものがありません。地域の方たちは、大戸神社内の会館や他の施設に併設された集会所などを利用していますが、大勢の人たちが利用するには、集会所は不足し、地域から声があがっています。校舎増築にともない、地域の人たちが集会などに利用できる多目的ホールの整備を検討していただきたいと思います。他の学校施設での現状について、伺います。

増築校舎に、多目的ホールを整備することはできないか。もしくは、増築校舎に移転する給食室を改修するなどして整備することができないか、見解を伺います。

◎答弁

はじめに、既存校舎のトイレにつきましては、今後、再生整備事業において既存校舎の改修と併せて実施することを計画しているところでございます。

次に、このたびの校舎増築計画につきましては、教室不足の解消を最優先とするとともに、既存体育館の狭隘の解消などといった課題も考慮し、設計を進めてまいりました。このため、太陽光パネルや地域への開放スペースを増築校舎内に整備することについては、現状では難しいものと考えております。

なお、市内の学校施設における地域への開放スペースの整備状況につきましては、セキュリティ上の課題などもございますことから、学校ごとの状況を踏まえ、対応を図っているところでございます。

地域への開放スペースの整備につきましては、学校周辺地域の現状や地域からの声を踏まえ、学校活動に支障のない範囲で、検討してまいりたいと考えております。

◆ 着衣泳（UITEMATE）について

◎質問①

これから夏にかけて水難事故が懸念されますが、溺れた場合に水に浮いてまつ、いわゆる「着衣泳」について学校での取組について伺います。

◎答弁

「学習指導要領解説 体育編」におきまして、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方、いわゆる着衣泳について示されております。

着衣のまま水に落ちた場合には、泳ぐのではなく呼吸を確保し、体力の消耗を防ぎ、救助されるまで浮き続ける技能の習得が重要であることから、市立小学校におきまして、5・6年生を中心に着衣泳に取り組んでいるところでございます。

平成27年度の実施校につきましては、小学校113校中102校が着衣泳に取り組んでおり、本年度は106校で実施を予定しているところでございます。

◎質問②

つぎに「JRC蘇生ガイドライン2015」の改訂が、昨年10月にありましたが現場にどのように徹底していくのか伺います。

◎答弁

「JRC蘇生ガイドライン2015」は、日本蘇生協議会が作成し、5年ごとに更新しており、平成27年10月の更新では、胸骨圧迫の深さなどが変更になっております。

これを受けて日本赤十字社では変更点について、本年7月より全国一斉に周知を行う予定と伺っております。

教育委員会では、毎年5月に日本赤十字社から講師を招き最新の救命救急法に関する実技研修「学校プール安全衛生蘇生法研修」を実施しております。

また各学校におきましては、この研修を受けた担当者による伝達講習や、専門の講師を招いて研修を行うなど、水泳時の安全確保に努めているところでございます。

なお、今回のガイドラインの変更点につきましては、夏季休業中に行われる体育実技講習会を通して各学校に周知していく予定でございます。

◆ Wi-Fi環境整備について

◎質問

総務省は2020年までに全国すべての小・中・高校に無線LANを導入するとして来年度から3年間で100億円の概算要求を行うことが明らかになりました。費用の5割を補助し、デジタル教科書の普及と災害時対策を目的としています。

◎答弁

今後、デジタル教科書やタブレット端末等を活用した学習の機会が増えることが見込まれる中で、より快適な無線LAN環境が必要になると考えておりますので、無線LAN環境の整備促進に関する国の動向等を注視し、検討してまいりたいと考えております。

◆ 学校をめぐる諸問題について

◎質問①

県費教職員の政令市移管が目前となり、県と市で異なる休暇制度や権利の問題などが協議されています。学校で働く教職員は任用が県であっても市であっても子どもたちのために日々教育活動に懸命に取り組んでいます。この度の政令市移管にあたっては、教育委員会は現場の教職員とこれまで県の措置を下回らないことを基本に協議を続けてきていますが、まだ課題は残っています。

また、中学校給食の全校実施があと1年数か月後に実施されます。そこでそれらに関係して何点か伺います。

まず、現在小学校には国の定数どおり79名の栄養職員が配置されています。ほとんどが栄養教諭の資格を持っていますが栄養教諭に任命されていない方が多くいます。栄養教諭に任用されれば食育の推進役として勤務校で食育の授業を行うことができ、ネットワーク支援として近隣校中学校へも食育に係ることが出来ます。現在、栄養教諭に任用されているのは何名か伺います。その任用数の根拠と考え方について伺います。

◎答 弁

栄養教諭につきましては、概ね8校に1名の配置となるよう21名の定数が神奈川県から配当されております。

平成28年度におきましては、小学校に17名、中学校に1名、特別支援学校に1名の合計19名の栄養教諭を配置しております。

定数との差につきましては、平成29年1月から自校方式による給食実施を予定している中学校2校で準備業務に対応するために、栄養教諭2名を指導主事として配置しております。

◎質問②

次に、栄養教諭・学校栄養職員の職の内容について伺います。

栄養教諭の職務は献立作成やアレルギー対応、物品の発注、給食費の計算など様々ですが、栄養教諭の職務内容について伺います。

また、栄養教諭に任用されていない栄養職員には職務内容に食育の推進は含まれていませんが、食に関する指導についてはどのようにしているのか伺います。

◎答 弁

はじめに、栄養教諭の職務につきましては、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」ことが、学校教育法に定められており、学校栄養職員の職務である学校給食の管理に加え、食に関する指導がございます。

栄養教諭の職務に位置付けられている食に関する指導といたしましては、1つ目として、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導、2つ目として、学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導、3つ目として、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整、があり、学校における食育の中心的な役割を担っております。

次に、学校栄養職員の食に関する指導につきましては、実際に学校給食の献立作成等を担う者であることから、学校給食を生きた教材として活用し得る立場として、学級担任とのチーム・ティーチングなどにより、児童生徒に対する指導を行っているところでございます。

今後につきましても、子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭や学校栄養職員が中心となって、各学校における食育を進めてまいり

たいと考えております。

### ◎質問③

今後、平成29年度の中学校給食実施にあたり、中学校に栄養職員が配置されることとなります。それぞれの学校給食センターへの配置数、自校方式、合築校方式の学校への配置数を伺います。

自校方式や合築校方式の学校には、準備段階や試行段階において、すでに栄養職員が配置されているとのこと。学校給食センターにおいても、開業前に準備担当の栄養職員を配置することが必要だと思いますが、どのように考えているのか伺います。

次に、学校事務職員について伺います。子どもたちと係りながら事務職として培ってきた経験を生かしていくべきと考えます。学校事務職員の職内容を明確にし、学校以外の部署との人事異動については慎重に行うことが必要と考えますが考え方を伺います。

### ◎答弁

はじめに、学校栄養職員についてでございますが、学校栄養職員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によりますと、南部及び中部学校給食センターが、それぞれ3名、北部学校給食センターは2名と算定されるところでございますが、実際の配置数につきましては、本市の施設の規模や、具体的な業務の内容等を勘案しながら、開業までの間に、引き続き検討を進めてまいります。

次に、実際の配置の時期につきましては、学校給食センターの設置日以降となるところでございますが、円滑に開業するためには、事前に準備期間が必要であると考えておりますので、準備を担う職員の配置について、関係局と協議・調整してまいりたいと考えております。

次に、県費負担の学校事務職員につきましては、チーム学校の一員として学校運営を支えていく役割を担っていることから、学校への様々なニーズや社会環境の変化に的確に対応していくことが求められております。

学校事務職員につきましては、市費移管に際して、当面、当該職種を存続させることとし、今後の学校教育、学校運営及び教育行政の充実に向け、当該職に期待される役割やキャリア形成等の動向を踏まえ、職種としての在り方につきまして検証・検討してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 自民党 松原議員（6月20日） ■

### ◆ 教科書採択について

#### ◎質問①

市立高等学校の管理職、教員と教科書会社との関係について、国の調査に先がけて調査すべきとおもいますが伺います。

#### ◎答弁

文部科学省は、高校の教科書を発行する全39事業者に対し、教科書の選定関係者への金品提供の有無について報告を求め、その報告を受けた後、都道府県教育委員会を通じて調査を行うという報道がございました。

教育委員会といたしましては、今後の文部科学省の照会に基づき、適正に対応してまいります。

#### ◎質問②

教育委員と教科書会社との関係についても調査すべきと思いますが、伺います。

**◎答 弁**

教科書採択は教育委員会がその権限と責任のもと公正かつ適正に実施すべきものであり、これまでもそれぞれの教育委員がその重要性を自覚し、自らを律し職責を果たしながら、適切な採択が行われてきたものと考えております。

**◎質 問③**

川崎市立小学校・中学校学習状況調査の問題作成に教科書会社はかかわっていないのか伺います。

**◎答 弁**

調査問題につきましては、小学校では、作問委員の教員が、業務委託した事業者の提案した問題の中から調査問題を選定しており、中学校では、作問委員の教員が調査問題を作成しております。また、編集作業につきましては、小中学校ともに業務委託を行っております。

事業者の選定にあたりましては、作問や問題編集、結果データの分析等において高度な専門性や応用力が求められるとともに、事業実績や専門的知識、能力等について総合的に最適な事業者を選定することが必要なため、事業者から企画提案や技術提案をしていただき、その中で最も優れた事業者と契約するプロポーザル方式を実施してまいりました。

なお、平成17年度から24年度までは「東京書籍株式会社」、平成25年度から27年度までは「教育出版株式会社」で、両社は教科書発行者でございますが、本年度の「株式会社創育」につきましては、教科書発行者ではございません。

**◎質 問④**

試験問題作成についての契約内容について伺います。

**◎答 弁**

問題作成にかかる委託内容につきましては、小学校5年生の国語・算数の問題提案と問題作成及び編集、中学校全学年の国語・社会・数学・理科・英語の問題作成に関わる情報提供と問題の編集、また、出題のねらい、問題用紙、ルビ入り問題用紙、解答用紙、正答用紙の印刷及び製本、国語聞き取り調査のCD作成、英語リスニング調査のCD作成等でございます。

**◎質 問⑤**

テストの採点、学力評価等については、誰が行っているのか?教科書会社はかかわっていないのか伺います。

**◎答 弁**

採点及び問題ごとの採点結果と正答率を示した個人票、学級ごとの正誤一覧表、調査結果をまとめた報告書等の作成につきましては、委託業者が行っております。

結果の分析につきましては、委託業者が算出した設問ごとの正答率や解答類型ごとの正答率、領域ごとの正答率、生活や学習についてのアンケートの結果等を基に、作問委員の教員が設問ごとに分析を行い、誤答の原因や授業改善への手立て等を報告書にまとめております。

各学校では、調査結果をもとに評価を行い、児童生徒の学習や生活状況の実態を把握し、指導内容や指導方法など、教育課程の改善に活かしております。

◆ 道路交差点の安全対策について

◎質問①

港町駅入り口の交差点は、港町駅前に3棟の大規模マンションが建ち、工場であった時とは比較にならないくらい自動車の出入りが増え、居住者の往来も多くなりました。にもかかわらず、信号機での交通整理は昔のままです。特に港町駅入り口を右折し京急大師線踏切へ向かう道路と鈴木町からくる道路の交差する場所は、信号機は赤信号の点滅だけ、横断歩道は変則的に一つしか設置されていません。人も車もどう考えても危険極まりない交差点です。信号機を付け、横断歩道を両側に設置するなど抜本的な対策が必要です。

ここは旭町小学校の校区になっています。大規模マンションやその周辺から何人の児童が通学しているのか伺います。中学校も同様にお答えください。またこの危ない交差点を避け、通学路はどのように設定しているのか教育次長に伺います。

◎答 弁

はじめに、通学する児童生徒の人数についてでございますが、港町駅前の大規模マンション及び、その周辺に居住し、旭町小学校に通学している児童は、現在、102名、富士見中学校に通学している生徒は16名でございます。

次に、通学路の設定についてでございますが、旭町小学校の児童の通学路につきましては、児童の安全を確保する必要から、ご指摘の複雑な五差路となっている交差点を迂回し、港町歩道橋を通るルートを通学路として指定しているところでございます。

◎質問②

児童は港町3の16前の交差点を通り港町歩道橋を渡り、小学校へ通学していますが、この交差点が登下校時の児童にとって大変危険です。見通しが悪い。大型車など交通量が多い。自動車は徐行しないで通る。など危険因子は数多くあります。先ほどの港町駅入り口交差点の抜本対策に時間がかかるようであれば、せめてこの交差点に横断歩道の設置や徐行の路面標示、注意喚起の看板設置など実施すべきと考えますが、取り組みを伺います。また地域交通安全員の配置についても伺います。

◎答 弁

教育委員会におきましては、児童の通学時における交通安全を図り、通学路上で児童の誘導、交通整理、安全指導をするため、通学路の危険箇所地域交通安全員を配置しているところでございます。

ご指摘のありました交差点につきましては、今後、登下校時の児童の様子と、交通量の実態を把握し、地域交通安全員の配置場所も含め、検討してまいります。

◎質問③

この解決にあたっては、市民文化局、教育委員会、旭町小学校PTA、道路管理者等のプロジェクトチームを作り、課題解決に向け進めるべきと考えますが、市長に見解を伺います。

◎答 弁（市長）

将来を担う子どもたちが安全に通学できることは、保護者の皆様はもとより、地域の方々にとっても共通の願いです。

本市では、これまで交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等が協働・

連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現を目指した活動を進めてまいりました。

通学路の交通安全につきましても、保護者や地域の方々に通学路の見守りや安全確認などにご協力いただくとともに、通学路上の危険箇所については、行政、学校、警察などの関係機関で構成している「通学路安全対策会議」で協議し、対策を講じているところです。

当該地区におきましては、危険性を認識しておりますので、「通学路安全対策会議川崎区部会」において集中的に検討し、対策を講じてまいります。

ご指摘のありました交差点につきましては、今後、登下校時の児童の様子と、交通量の実態を把握し、地域交通安全員の配置場所も含め、検討してまいります。

## ■ 一般質問 民主みらい 雨笠議員（6月20日） ■

### ◆ 職員の超過勤務是正について

#### ◎質問

労働基準法36条に基づく協定をはるかに超える年500時間以上の長時間労働をしている職員の実数と実態について伺います。また面接対象者でありながら応じない職員数も原因と併せて伺います。

#### ◎答弁

平成27年度に、年間500時間以上の時間外勤務を行った職員数は、教育委員会事務局では55人で、状況といたしましては、年度当初及び年度末や、非常勤講師や臨時的任用職員の配置が集中する時期に多くなる傾向がございますが、部署ごとには様々な差異がみられるところでございます。

また、長時間労働を行った職員に対しましては、産業医が必要に応じて面談を行っております。

平成27年度の長時間労働による産業医面談の対象者は32人おり、全ての対象者に面談を実施してまいります。早期の面談が実施できない対象者もいることから、複数回日程調整を行うなどの工夫により、順次面談を実施しているところでございます。

## ■ 一般質問 公明党 後藤議員（6月21日） ■

### ◆ 教育環境整備について

#### ◎質問①

末長小学校が、児童の増加に伴い校舎を増築することになったと聞いておりますが、末長小学校の保有教室の見込みについて伺います。また、工事の概要や工事期間について伺います。また、校舎を増築する予定の場所にピオトープがありますが、増築校舎完成後の移設場所について伺います。

#### ◎答弁

末長小学校につきましては、本年5月で児童数1,123名、学級数33学級でございますが、学校周辺のマンション建設等の影響により、平成30年度では35学級に増加すると想定しているところでございます。

こうした状況を踏まえ、必要教室数を確保するため、南側に校舎を増築するとともに、提供食数の確保を目的として、給食室の改修を行うこととしております。

また、体育館につきましては、学校施設の長寿命化を図るため、外壁塗装や床の研磨などの改修を予定しております。

工事期間は、校舎増築工事が平成28年12月から平成30年3月、給食室改修が平成29年7月

中旬から12月を予定しているところでございます。

また、体育館につきましては、本年7月中旬から12月中旬までを工事期間とし、施工業者が決定したところでございます。

次に、ピオトープについてでございますが、増築校舎屋上に整備することとしております。なお、増築校舎の屋上には、ピオトープのほか、学級園や学習用の太陽光パネルを設置するなど、児童の学習環境として整備することを計画しております。

#### ◎質問②

末長小学校校舎増築工事について、近隣町会への説明を行ったと聞いていますが、その際出された意見や要望について伺います。

#### ◎答 弁

末長小学校校舎増築工事等につきましては、これまで近隣町内会長へ概要を説明するとともに、総合調整条例手続きに基づき、対象者に説明を行ったところでございます。

近隣町内の皆様からは、増築校舎の防音対策や工事車両の出入口等について御質問や御要望をいただいているところでございます。

増築校舎の防音対策につきましては、現在設計中ではございますが、近隣の皆様に御迷惑をおかけしないよう対策に努めてまいりたいと考えております。

また、工事車両の動線につきましては、搬出入ルート工夫や交通誘導員の配置を行うなど、安全面に配慮した対応を図ってまいりたいと考えております。

#### ◎質問③

末長小学校における児童数の増加対策について伺います。

#### ◎答 弁

市立学校における児童生徒数の増加対策につきましては、各種人口統計及び住宅開発情報の調査・分析に基づき将来予測を行い、各学校の保有教室に不足が生じる見込みとなった場合には、必要に応じて教室の転用や、校舎の増築等による教室の確保のほか、通学区域の見直し等の措置を講じて対応しております。

また、こうした対策を講じて、学校教育活動に長期間支障をきたすと考えられる場合には、学校の分離新設を検討いたしますが、分離新設には、建設用地の確保などの課題も伴うことから、全庁的に十分な検討と調整が必要になるものと考えております。

末長小学校におきましては、今回の増築により将来的な児童増への対応が可能と考えておりますが、新たな開発等により、推計値を大幅に上回る状況が認められる様な場合には、適正な学校規模を維持する観点から、周辺校の状況等を勘案し、適切な対応を図ってまいります。

### ■ 一般質問 共産党 市古議員（6月21日） ■

#### ◆ 中学校の運動部活動について

#### ◎質問①

昨年、今年と国会でもわが党の田村智子参議院議員が中学・高校の運動部活動を取り上げました。

部活動の指導が教員の多忙化や長時間勤務の要因となっているが「教員の熱意」に任せ、問題が棚上げされてきたと指摘しました。文科省のスポーツ・青少年局長は「わが国の教員は諸外国にくらべ課外活動の指導時間が長いという結論も出ており、負担を感じている教員がいること



も承知している」と認めました。

文科省の調査それは1997年でのデータですが、週7日部活動指導があると回答した教員は中学で1割近くに上っていること、また、生徒の悩みで中学生の28、9%が「疲れがたまる」と回答していました。この調査から20年近くが経過していますが、この間どのような対策が諮られてきたのか、改めて田村議員は、心身の疲労やスポーツによる外傷や身体障害、卒業後の燃え尽きなどへの対策が必要だと主張していました。

ここにきて、文科省が再度、来年度をめぐりに部活動のガイドラインづくりを後回していることが、判明しました。

長野県では、すでに「朝練の自粛、平日の部活動は2時間を目途に、完全休養日を設定する」など、「運動部活動の活動基準」を教育委員会として決めて、初めは相当な抵抗もあったと聞きますが、その後好評とききます。

川崎の教育委員会においても、今年2月に運動部活動指導者の実態アンケート調査を行っています。この調査をやるきっかけになったのは何故か伺います。

#### ◎答 弁

「平成27年度運動部活動指導者の実態に関するアンケート調査」は、本年2月に市立中学校12校を抽出し、運動部の顧問352名を対象として、顧問が抱えている諸課題について、アンケート調査を実施することにより実態を把握し、部活動の適切な運営と顧問の資質向上のための研修内容に反映するため、調査を実施したものでございます。

#### ◎質 問②

実態アンケート調査では、部活動の顧問の教員等が抱える諸課題等について、質問されているようですが、そのうち、特に、顧問の現状を把握する上で、重要と思われる項目の結果について、伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、活動日数につきましては、「週の平均の活動日数」が「毎日」あるいは「約6日」としている顧問は、約89%でございました。

次に、校務との関係につきましては、「校務が忙しくて思うように指導ができない」という問いに対して、「あてはまる」「ややあてはまる」とする顧問は約57%でございました。

次に、顧問自身の休養につきましては、「自分の自由な時間や休養の時間がとれない」という問いに対して、「あてはまる」「ややあてはまる」とする顧問は約64%でございました。

次に、生徒の休養日につきましては、「土日等、週1日程度は生徒の定期的な休養日かとれているか」という問いに対しては、「とれていない」とする顧問は約26%でございました。

#### ◎質 問③

アンケート調査の結果から見えてくるのは、教員は、たいへん忙しくて、休養も十分取れない中、子どもたちのために一生懸命に部活動に当たろうとしている、でもやはり日々の忙しさの中で、十分な指導ができない現状があるということだと思います。このことについての見解と対応を伺います。

#### ◎答 弁

現在、中学校の運動部の顧問の半数以上が十分な休養が取れていない、また、部活動指導にあたって忙しさを感じている状況は、部活動指導上の大きな課題であると考えております。

教育委員会といたしまして、今回の調査結果を受け、教育委員会、学校、PTAの代表と有識

者からなる「川崎市立中学校部活動検討専門会議」を設置し、このような部活動の課題を整理し、部活動の適切な運営に向けた取組を検討しているところでございます。

今後、文部科学省においても、来年度末に向けて、部活動ガイドラインを示す方針とされていることから、国の動向も踏まえ、部活動の適正化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

#### ◎質問④

次に、教員の勤務実態について、伺います。

中学校で月45時間以上の時間外労働、これは過重労働ですが、時間外労働の把握は申告制になってはいます。この調査は2年ごとに行っていると思っておりますので、2011年度、2013年度、2015年度それぞれについて、うかがいます。そのなかで、部活動顧問をしている教員の平均残業時間は把握していますか、うかがいます。

#### ◎答 弁

教育委員会が、隔年で実施している「正規の勤務時間以外の勤務時間に関する調査」におきましては、正規の勤務時間以外の勤務が、4月から6月の3ヶ月間平均で、月45時間を超えた中学校の教員数は、平成23年度423人、平成25年度461人、平成27年度522人となっております。

また、この調査におきましては、個人を特定する形での報告は求めておりませんので、部活動顧問をしている教員の時間数の集計は取れておりません。

#### ◎質問⑤

部活動顧問の時間外労働は集約してはいない、ということでした。

生徒の側の問題はないか、アンケート調査では、「生徒の定期的な休養日を設定しているか」との問いに設けていない、としている顧問が全体の26%いる、という結果でした。

休養日のない練習や試合は、肩や肘などの故障、けが、疲れて授業に集中できないなど、生徒の成長発達にも影響を与えているのではないかと、行き過ぎた活動量は、生徒の心身に疲労を蓄積し、スポーツ障害の要因になるのみならず、学校を卒業すれば、そのスポーツは行わないというバーンアウト、燃え尽きの一因にもなると考えられると、こういう指摘もされています。このことについての見解を伺います。

#### ◎答 弁

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われており、健やかな心身の育成を目指すうえでも大切な活動でございます。

一方で、行き過ぎた運動部活動によるスポーツ障害などの様々な影響が生じるようなケースは、憂慮すべきことであると認識しております。

#### ◎質問⑥

いろいろ伺ってきました。

さまざまな課題をかかえる運動部活動であることが改めて明らかになりました。教職員の負担が大きく、長時間労働の大きな原因になっています。こどもにとって、スポーツ障害、燃え尽き症候群の発生など悪い影響がでます。文科省のほうは以前から「ガイドライン」をつくってきたと思いますが、子どもの成長を主眼にした部活動のありかた、適切な休養日のあり方を含めて、これまで教育委員会としてどのような対応を図ってきたのかうかがいます。

#### ◎答 弁

教育委員会におきましては、平成22年に運動部活動指針に「楽しく生き生きとした運動部活動にしよう」を定め、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意し、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒の能力・適性や、興味・関心などに応じ、健康・安全に留意しながら、適切な活動を行うよう、学校に指導しているところでございます。

また、毎年、各学校宛に「部活動の適切な運営について」を通知し、校長会とも連携し、部活動の活動日につきましては、生徒が学校外での多様な活動を行ったり、体を休めたりできるよう、各種大会の試合期を除いて、学校や地域の実態に応じ、土曜日や日曜日等どちらかは休養日であることを周知しているところでございます。

#### ◎質 問⑦

教育委員会として、2010年に運動部活動の指針、また毎年「学校や地域の実態に応じ、土曜日や日曜日等のどちらかを休養日とするなど、過重な練習を強いることがないよう、適切で計画的に運営を行う」旨の依頼文書を各中学校長宛に出し、周知した、とのことですが、どのくらい休養日が実現されたのでしょうか、伺います。

#### ◎答 弁

本年2月のアンケート調査の結果によりますと、週1日以上休養日が取れている部活動は73.2パーセントであり、多くの学校で休養日が確保されている状況が推察されますが、今後、改めて調査を行う中で、実態の把握に努めてまいります。

#### ◎質 問⑧

今回は12校の抽出での結果ですから、全校で調査を行うべきです。さらに、すでに文書で依頼しているのですから、教育委員会としてほんとうに改善したい、と思うなら、生徒・保護者への周知の徹底が必要です。ポスターをつくって、部活動室などに貼ること、さらに「土曜。日曜どちらかを休養日とする」このことの意義を「かわさき教育だより」に載せるなど、広報することが必要と思いますが、伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

部活動における休養日の設定など、部活動の適切な運営を行うためには、顧問一人ひとりの意識を高める必要があることから、中学校の運動部活動の代表者等による「川崎市立中学校部活動検討専門会議」において、部活動における様々な課題を取り上げ、部活動の現状を見直しながら、その適正化に向けての対応を行っているところでございます。

部活動は、多くの保護者や地域の方々も経験があり、その考え方も大変多様であると考えております。また、今日の中学生・高校生につきましても様々な考え方・目的のもと、部活動に対する意識は多様である状況でございますが、部活動のあり方について、生徒・保護者への広報の仕方を検討してまいります。

#### ◎質 問⑨

運動部活動のことについては、その推移を見守っていきたい、と思います。

さらに、伺います。教職員の負担軽減を議論してきた文科省の検討チームは6月13日に出した報告書のなかで、部活動で休養日を確保する指針を策定とともに、長時間労働については、自己申告ではなく、タイムカードの導入などで労働時間を適切に把握・記録することを強調しています。川崎でも今こそ、タイムカードを導入すべきですが、伺います。

**◎答 弁（教育長）**

校長が教員の勤務時間を適正に把握することは、健康管理の観点に加えて、円滑な学校運営を図る上からも重要であると考えております。

現在使用している勤務時間記録簿は、教員が正規の勤務時間を超えて勤務した時間数及び勤務内容を記入するもので、自らの勤務状況を認識できるものでございます。

校長はこの記録簿に記載された勤務内容や時間を把握することにより、教員に対し、校務の進め方や健康保持についての指導助言を行うとともに、業務量のバランスを考慮の上、校務分掌の見直しを行うなど円滑な学校運営のための資料として活用することができるものと考えております。

今後も、教員の勤務時間、部活動指導時間、及びその内容の正確な把握に努め、時間管理の適正化に取り組んでまいります。

**■ 一般質問 公明党 吉岡議員（6月21日） ■**

**◆ パラムーブメントと障害者差別解消法について**

**◎質問①**

「ひとづくり」の取組みには、教育に負うところが大変大きいと考えます。そこで、教育委員会に伺います。灰聞するところによると、特別支援校等と交流を持つ学校もあるようですが状況と、成果を伺います。現場での取組みは大変重要ですが教員、職員への研修についても伺います。

**◎答 弁**

教育委員会では、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指して、交流及び共同学習を進めているところでございます。特別支援学校と市内小中高等学校間の交流につきましては、創作活動や集会活動、行事参加などが行われており、平成26年度51校、平成27年度65校と増加しているところでございます。

また、特別支援学級のあるすべての小中学校の校内では、障害のある子どもが可能な限り通常の学級で学習・生活する機会を設けているところでございます。

子どもたちが同じ場を共有するこれらの取組により、相手の気持ちに寄り添ったかわりが促進され、障害についての理解が深まっております。

研修につきましては、障害のある子どもへの理解は大切な課題と認識しておりますので、すべての教員に対して実施しているところでございます。また、インクルーシブ教育システムの構築には、教員以外の職員の理解も必要でございますので、適宜研修の機会が設定されますよう働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

**◆ キャリア教育について**

**◎質問①**

子どもたちの将来の自立に向けキャリア教育は大変重要と認識するところですが、本市の実施状況を伺います。

**◎答 弁**

本市では、本年度より川崎市版キャリア教育として「キャリア在り方生き方教育」を全市立学校で実施しております。各学校においては、教育活動全体を通じて、系統的・体系的に推進を図りながら、「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」、「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への

愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成してまいります。

「キャリア在り方生き方教育」は、家庭・保護者とともに地域とのかかわりも大切しながら推進していくものであり、地域での活動が積み重ねられることで「学校と地域が連携して子どもたちを支援する体制」も強まるものと考えております。リーフレットや市の発行物の配付、ホームページ等を活用し、家庭・地域への啓発にも取り組んでいるところでございます。

#### ◎質問②

特に、市内企業と「ものづくり」だけではなく多様な企業と連携を行い、中学2年次、高校2年次での取り組みを強化すべきです。教育長と経済労働局長にそれぞれ見解と対応を伺います。

#### ◎答弁

はじめに、中学生の職場体験につきましては、地域の様々な事業所にご協力をいただき、全ての学校で実施しております。職場体験により、生徒には働くことの意義や目的の理解が深まり、進んで働こうとする意欲や態度が育まれます。また、地域の産業やそこで働く人々の素晴らしさに気づき、地元に対する愛着や誇りをもつことにつながるなど意義ある活動となっております。

次に、市立高校におけるインターンシップにつきましても、学校や学科の特色、生徒の進路希望を生かしながら、地域の企業や事業所にご協力をいただいているところでございます。高校生にとりましては、社会・職業への移行の準備段階でもあり、実感ある勤労観・職業観を身につけるための機会となっております。

このように、職場体験やインターンシップは、自分を見つめ、自分の将来や進路を考える学習として、貴重な活動でございますので、市内企業等にもご協力をいただきながら、今後もこのような活動を通して、生徒一人ひとりが、自分の生き方について積極的に考える力を、身につけていけるよう取り組んでまいります。